委員一次意見

1. 資料1に関する意見

意見箇所	委員	意見内容	事務局の見解
2.(3)(ア)	笠井委員	作業終了時とはそれぞれの隔離空間における全ての作業が完了した時点という理解でよろしいか。	隔離を行った作業場については、ご認識のとおりです。作業終了時の確認として取り残し等を確認した後、(イ)の隔離を解く際の確認を行うものと整理しております。なお、作業終了時の確認については、隔離した場合以外でも行うこととしたいと考えていますので、資料２の３．（１)をご参照ください。
5.	谷口委員	座長には大塚委員を推薦します。 理由　小委員会の委員長を務めていたことから。	ご賛同いただいたご意見として承ります。

2. 資料2に関する意見

意見箇所	委員	意見内容	事務局の見解
1.(1)規制対象に追加する石綿含有建材	寺園委員	「特定工事」「特定建築材料」「特定粉じん排出等作業」などの用語があり、用語に慣れた関係者であっても理解が困難なので、わかりやすい説明が必要と思われる。 改正法案の第12条に「特定工事」が定義されて「特定粉じん排出等作業を伴う建設工事」とされたが、この点については本資料でも説明が必要と思われる。 そして、「特定建築材料」にはレベル1,2建材にレベル3建材など（仕上塗材を含む）が追加されたが、これに関連して「特定工事」はレベル3建材などを対象に含むものに拡大され、従来のレベル1,2建材を対象としたものは「届出対象特定工事」になっていると理解している。しかしながら、本(1)の末尾で「以下の特定建築材料（レベル1,2建材）に係る特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を（届出の）対象」という文章があり、この文においてかかり言葉が明確でないために「レベル1,2建材のみが特定工事」と誤読される可能性があるので、もう少し明確な文章の方がよいかと思われる。 また、「届出対象特定工事」の説明として、「特定粉じんを多量に発生し」という部分をもって対象をレベル1,2建材に限定するのであれば、本資料全体を通して「多量に発生」などの表現を統一させておいた方がよいかもしれない。	「特定工事」の定義については、現行法第18条の15の柱書において規定しており、今回の改正の機会にこれを第2条第12項に移したものであり、定義そのものに変更はありませんが、「特定工事」の指すところについては、資料中で説明するようにいたします。 その他資料中の用語についても、政省令等の改正を念頭に、法令で規定している用語を使用するよう、改めて整理したいと思います。
	笠井委員	特定建築材料に「石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材及び石綿含有仕上塗材」を追加した場合、大防法に基づく作業の実施の届出対象となる特定建築材料と対象外の特定建築材料は「特定建築材料に石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材及び石綿含有仕上塗材」であることがもう少し明確に分かるような記述として欲しい。	法律案では、特定工事のうち、現行の特定建築材料（吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）に係る特定粉じん排出等作業を伴うものを「届出対象特定工事」として新たに規定したところであり、資料中の記述について改めて検討いたします。 また、厚生労働省で検討されている作業・計画の届出や事前調査結果の簡易届出が必要な場合と、大気汚染防止法における作業の届出や事前調査結果の報告が必要な場合は統一することを想定しているところ、施行通知やマニュアルにおいて分かりやすく示すことを想定しています。
	笠井委員	「石綿含有成型板その他と石綿含有仕上塗材」は、作業計画作成の対象とはなっているが、作業の実施の届出対象外となっているので、都道府県等の立入検査等による指導を行うのは、事前調査の簡易届出を基に行われるものと思われるが、明確な記載が望まれる。厚労省の届出との関連もあるが、それぞれの届出の必要な場合とそうでない場合の一覧表があるとわかりやすい。	
	中村委員	石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材の、「その他」に含まれるものについて例示していただきたい。その際、建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル　p68と目で見るアスベスト建材で範囲が異なるため、整理していただきたい。（建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアルでは工作物にダクトパッキン等が含まれている。）	「その他の石綿を含有する建材」については、例えば、石綿セメント管、ひも状石綿布、石綿含有パッキン等が考えられるところ、資料中で示すとともに、施行通知やマニュアルにおいて示すことを検討いたします。 「目で見るアスベスト建材」については、建築物において使用されている建材を対象として掲載しており、そもそもの前提が異なるところですが、ご意見については厚生労働省、国土交通省と共有してまいります。
	谷口委員	その他の石綿を含有する建材について、基本的考え方の記載がない。その他建材として考えられる建材をある程度イメージ（又は列記）しておく必要があるのではないか。	
	谷口委員	仕上塗材のうち、吹付けバーミキュライト等の扱いについては施行通知等で明確化するとあるが、政省令で規定できないのか。できるなら、その方が良いと考える。	大気汚染防止法に規定する「吹付け石綿」に吹付けバーミキュライト等が含まれていることは、平成17年政令改正時の施行通知（平成18円1月11日付け環水大大第発060111001号環境省水・大気環境局長通知）において示しているところであり、解釈として変わるものではないことから、政省令の改正による対応は不要と考えています。なお、今回の改正に当たって改めて周知を図ってまいります。
	谷口委員	作業計画は、立入検査や報告徴収の対象になるか。	法案第26条の報告及び検査の対象になると考えています。
	谷口委員	立入検査にて作業計画を迅速に確認できるように、様式や書式を統一しておくことが望まれる。将来のマニュアル改訂時に例示する必要がある。	ご意見を踏まえ、マニュアル等で例示することを検討してまいります。

1.(2)作業計画	谷口委員	作成された作業計画がどの工事に向けた計画なのかを明確にしておく必要がある。よって、「作業計画の対象とする工事の名称（届出対象特定工事である場合にあっては、その名称）、作業計画の前提となる事前調査の結果の名称」という趣旨の事項の記載を追加する。	いただいたご意見を踏まえて検討いたします。なお、現行法では、届出において工事の場所を記載させることによって工事を区別しており、事前調査結果については、新たに義務付ける事前調査結果の報告や記録において解体等工事の場所等を記載させることを考えており、これにより確認が可能であると考えています。
1.(3)作業基準 基本的な考え方	谷口委員	石綿含有成形板等、石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有仕上塗材について、環境省がこれまでに行った調査の概要とその結果を示す必要がある。特に、石綿含有成形板等の湿潤化、石綿含有けい酸カルシウム板第1種の養生、石綿含有仕上塗材の局所集じんの概要がわかるようにする必要がある。	ご意見を踏まえ、環境省がこれまでに行った調査の概要及び結果については次回示すこととします。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
1.(3)作業基準 石綿含有仕上塗材	出野委員	解体作業①イ 剥離剤、局所集じん装置について、性能・基準等の規定の必要性を検討する必要がある。	ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
	本橋委員	解体作業①イ ⅰ および ⅱ 条件や注意点なしに直接このような方法を挙げるのは、混乱を招くと思われる。特に大防法で直接チェックする地方公共団体の担当員が実際の現場の状態を理解してない場合が多く、省令案の言葉だけを頼りに不合理な判断をすることを恐れる。 ※剥離剤：無機系材料には不向き、予備試験で塗付量や時間を確認する必要あり、局所集じん装置使用：狭隘部や出隅等では適用困難な場合あり、表面の凹凸状態によっても集じんがうまくいかないケースがある等	ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
	外山委員	ⅰ.の方法は表層の有機成分を剥離する場合のみ有効で、全てに使用できるものではない。 ⅱ.の工法では、出隅、入隅の部分やわずかな隙間から粉じんが飛散することが指摘されているため、検証が必要である。現状では、作業場を隔離し、内部を負圧に保ちながら超高圧水またはグラインダーで削り取る方法が採られることが多い。 そのため「イ　石綿を含有している部位を確認した上で、石綿の飛散防止のために次のいずれかの方法を適切に選択し、【略】」と修正し、「ⅲ.作業場を隔離し、内部を負圧に保ちながら削り取る方法」を追加すべき。	ご意見を踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
	外山委員	「石綿含有仕上塗材を施工するために使用された下地調整材についても、石綿含有仕上塗材と一体として規制を適用すること。」とあるが、主材、下地調整材だけでなくコンクリート補修材（混和剤等）に石綿含有の場合もある。「下地調整材、コンクリート補修材」とすべき。	ご意見も踏まえ、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
	笠井委員	①の石綿含有仕上塗材には下地調整塗材の扱いについても明記してほしい。	下地調整剤については石綿含有仕上塗材と一体として規制を適用することを想定しており、施行通知で取扱いを明確にするとともに、具体的な作業方法についてはマニュアル等で示すことを想定しています。
	出野委員	母材を含めて一体に除去する場合については、廃掃法や建リ法との整合を確認する必要がある。 例えば母材がコンクリートの場合は、 ⇒廃棄物処理法との整合性（産業廃棄物の種類等）を確認する。 ⇒建設リサイクル法との整合性（再資源化義務の免除等）を確認する。	ご意見のケースについても廃棄物処理法では、あくまで母材と塗材がそれぞれ廃棄物となったと解し、それぞれの廃棄物に応じた処理基準に従って適切に処理する必要があります。そのため、排出時における分別がそもそも望ましいですが、分別せず排出した場合においては、その両方の廃棄物の処理基準を遵守する必要があります。 建設リサイクル法において、特定建設資材に係る解体工事等については分別解体等をしなければならないとされていますが、正当な理由により分別解体等が実施できないため石綿を母材と含めて一体的に除去する場合は、当該廃棄物は建設リサイクル法に規定される再資源化等の実施義務に該当しないものと考えております。 ご意見も踏まえ、マニュアル等への記載を検討してまいります。

	中村委員	現状の記載のみだと、養生する必要が見えてこないため、 環水大大発第1705301号の別紙にある「施工区画を明確に定め、・・・」が読める記載にしていただきたい。	ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。
1.(3)作業基準 石綿含有成形板等	城山委員	②イ. 薬液等の湿潤化とあるが使用する薬液の提示とマンションや戸建ての室内は湿潤すると階下へ流れたり工事範囲外の既存物が腐蝕する恐れがあるので塗布材を検討してほしい。 ②ロ. 周辺の養生はどのレベルでおこなうのか明確にしてほしい。	ご意見も踏まえ、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
	本橋委員	解体作業②ハおよび改造・補修作業ロ レベル3の成形板の中で石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種を特別に取り上げて措置を示しているが、この根拠を示していただきたい。また、その根拠が公表されているのか、技術者の間で合意を得られているのか明確にしていただきたい（我々が過去に行った調査では、ケイ酸カルシウム板だけを特別に注意するという結論やまとめは得られていない。成形板の破断面積、成形板の石綿含有量が粉じん濃度に大きな影響を与え、散水効果が認められる等の結果を得た。） また、タイプ2のケイ酸カルシウム板は主に天井や内壁に使用されるため、表面には壁紙や塗装等の表面仕上げがあるケースが多く、表面処理の仕方によって措置は大きく異なる筈である。 これらの事実を考えれば、単に、省令案のような措置をケイ酸カルシウム板のみを対象に示すことは大きな誤解を与えるものと考える。 ※第1種は防火材料の認定上の用語であり、一般的には抄造法で製造されるかさ密度0.8または1.0（0.6～1.2）のタイプ2ケイ酸カルシウム板（JIS A 5430）であり、鉄骨耐火被覆用の第2種とは異なる。）	石綿含有けい酸カルシウム板第１種については、中央環境審議会石綿飛散防止小委員会において他の石綿成形板等に比べて高い繊維の飛散性が見られることが議論され、「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」において、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられるとの見解が示されています。 ご意見を踏まえ、環境省がこれまでに行った調査の概要及び結果については次回示すこととします。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
	谷口委員	けい酸カルシウム板第1種について、「周囲を囲うことにより囲いの外側での飛散を十分抑えられる」ということではないのか。②ハｉも、「養生」ではなく、「作業場周辺を囲う」ということではないか。	ご指摘の方法も含めて、大気汚染防止法では「養生」と規定しています。具体的には、内装のけい酸カルシウム板第１種を除去する場合には、開口部をテープで目貼りする、飛散のおそれのある部分をプラスチックシート等で塞ぐ等の措置を考えており、、具体的な作業方法についてはマニュアル等で示すことを想定しています。
	外山委員	イ「掻き落とし、切断し、又は破砕」は、石綿障害予防規則第13条の一に合わせ、「石綿等の切断、穿孔、研磨等」とすべきだが、現実にはイの方法で除去できることはほとんどない。ビス止めをドライバー等で解除する場合でも、「研磨」に該当し、実際に一部破損や研磨、振動によって粉じんが飛散するため、基本的に湿潤化等の措置が必要である。また、墜落、感電等のおそれのためも湿潤化できない場合も考慮すべき。HSEのAsbestos Essential EM5では、湿潤化またはHEPA掃除機で吸引しながら解除することとしている。また、薬液を使用することはほとんどなく、実際には水を使用している。 よって以下のとおり変更すべき。 「イ　除去する特定建築材料を水、薬液等により湿潤化すること。 ロ　イの方法により特定建築材料を除去することが技術上著しく困難な場合は、HEPAフィルター付き真空掃除機で粉じんを吸引しながら除去すること。 ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあっては、次に掲げる措置を講ずること。 ⅰ.当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ⅱ.当該特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の石綿を処理すること。」 【改造・補修作業】も同様に変更。	「特定建築材料を掻き落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法」との表現については、ご意見を踏まえて検討いたします。また、これには、建材の周縁部等に取り付けられた釘やビスを工具（電動工具も含む）で抜き取る作業も含むことを想定しています。 湿潤化が困難な場合には、養生や局所集じん機の使用が考えられますが、作業基準においては「これと同等以上の効果を有する措置を講じること」と規定してこの中で読み込むこととし、具体的には施行通知やマニュアル等で示すことを想定しています。 「薬液等」には水も含んでおり、具体的にはマニュアル等で示すことを想定しています。
	外山委員	必ずしもここに記載する必要はないが、マニュアル等では以下の点を示す必要がある。 ・床材の接着剤の除去方法。 ・ルーフィング材の除去方法。 ・建築用仕上塗材を母材（成形板）と一体として除去する方法。 ・屋上防水等防水シートの除去方法 ・改修工事等で特定建築材料を切断、穿孔等の加工作業を行う場合（吸じんしながら施工）の方法。	ご意見を踏まえ、マニュアル等への記載を検討してまいります。
	笠井委員	②のハの養生方法は、プラスチックシートで作業エリアを囲み、負圧管理は必要なしと理解してよいか。そうであれば、負圧管理までは必要ないことを記述してほしい。	ご認識のとおりですので資料中で明示することとします。

	中村委員	現状の記載のみだと、建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアルp123にある外周養生がいらないととられかねないと危惧している。 現状の作業基準（別表第7）令第3条の4第1号に掲げる作業イでは、「特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し，作業場の出入口に前室を設置すること。」とあるので、屋外にある石綿含有成形板（屋根、外壁等）を除去する場合は、外周養生が必要と読めるような記載にしていただきたい。 本市では、解体業者に対して、屋根等の屋外にある石綿含有成形板の除去の際には、外周養生をしてからと指導している。さらに、近隣住民も外周養生をして除去することで、安心と感じている。	新たに規制対象とする石綿含有成形板等については、建材を原形のまま取り外すことを原則としつつ、困難な場合には、湿潤化の措置を義務付けることを考えています。また、石綿含有けい酸カルシウム板第１種については、他の石綿含有成形板等に比べて高い飛散性が見られたことから、破砕等により除去する場合には、湿潤化に加え、作業場周辺を養生することを義務付けることを考えています。 養生については、周辺住民の安心の観点等からは重要と考えており、具体的な措置についてマニュアル等で示すことを想定しています。
1.(3)作業基準全体	中村委員	改造・補修作業の「それ以外の場合は」に含まれるものについて例示していただきたい。除去以外を指すかと推察するが、その場合、ロｉ．にある除去と矛盾するように感じる。	「それ以外の場合」には、例えば窓や照明器具等の設置等、建材の部分加工を想定しています。ご指摘のとおり除去以外の作業を指しているため、ロｉ．の表現については、ご意見を踏まえて検討いたします。
	笠井委員	①のロ及び②の二の「作業場内の石綿を処理すること」とは、清掃を意味するのか、養生面に飛散防止剤を散布することを意味するのか、具体的に示してほしい。（【改造・補修作業】のハも同様）	作業場内の清掃に加え、隔離シート等への粉じん飛散防止処理剤の散布等も想定しています。具体的な内容については、マニュアル等で示すことを想定しています。
	笠井委員	塗材の除去後の廃棄物は、通常の石綿含有廃棄物と同様、廃プラスチック類（石綿含有廃棄物）として産業廃棄物処理をするとの理解でよいか。そうであれば、そのように記載してほしい。	現状では、石綿含有仕上塗材を除去した廃棄物は、塗材の施工時の工法に応じて、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として処理されます。今回の大気汚染防止法の制度改正を受けて、石綿含有仕上塗材が廃棄物となった際の種類については、別途環境省廃棄物部局で検討が進められるものと承知しています。
	笠井委員	p.6　2つ目の囲み「届出対象の特定工事に該当する場合は」と記載があるが、ここでいう届出とは、「作業の実施の届出」を指しているのか。そうであれば、「石綿含有仕上塗材と石綿含有成型板その他」は、大防法上の届出対象外なので、掲示は必要ないということか。「届出対象」と「掲示」が必要な場合を明確にしていただきたい。	「届出対象特定工事」における「届出」は作業実施の届出を指しています。 特定粉じん排出等作業については、届出対象の場合も対象外の場合も、作業内容の掲示を行う必要がありますが、掲示事項には違いが生じます。 届出対象特定工事に該当する場合は、届出年月日及び届出先を記載する必要がある一方で、石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材については、届出対象の特定工事には該当しないため、届出年月日及び届出先を記載する必要はありません。
	笠井委員	ここでいう「掲示板」とは、P.14の「事前調査結果の掲示」と同じものと理解してよいか。	実態上1つの掲示板に掲示することもあり得ると思われますが、法令上は、作業の掲示（現行法第18条の14）と事前調査結果の掲示（現行法第18条の17第4項）は別の条文で規定されています。
	外山委員	掲示事項に以下を追加すべき（日建連様式のように現状でも入れている掲示が多い）。 「・事前調査を行った者の氏名、連絡場所及び資格」 「・特定建築材料の部位及び名称」	作業方法等に係る掲示ではなく、事前調査結果の掲示について、現行の施行規則において「法第18条の17第1項又は第3項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」、「解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類」を掲示することとされており、引き続きこれらは事前調査結果の掲示事項として求めることを想定しています。
2.(1)事前調査の対象範囲	谷口委員	「両法令の対象範囲は整合性のとれたものとする必要がある。」との考え方には同意する。ただし、厚労省は「類型で整理する」、大防法は「解釈を示す」とある。類型が石綿障害予防規則に規定されるのかどうか不明であるが、共に法的な位置付け（あるいは、扱い）が同様になるよう整合を図る必要があるのではないか。	今後、厚生労働省と調整し、整合を図るようにしてまいります。
	中村委員	次回の課題とのことだが、道路工事等は除外と読めるようにしていただきたい。 極めて軽微な損傷しか及ぼさない小規模な作業にアンカー打ち及びコア抜きは含まれるのかを例示いただきたい。	工作物については、厚生労働省の検討を踏まえ、次回検討したいと考えております。 極めて軽微な損傷しか及ぼさない小規模な作業について、アンカー打ち及びコア抜きは、作業の方法によっては該当しないと解することも可能と考えますが、個別の工事の状況によると考えております。

2.(2)事前調査の方法	大塚座長	p.9　3行目の「平成18年9月以降の改造・補修工事の場合には、書面審査のみでなく現地調査等も行う」という案に賛成する。新築の場合と異なり、どのような改造補修をしたかが多様であり、一概に書面審査で良いとは言い難いからである。	ご賛同いただいたご意見として承ります。
	谷口委員	例えば、H18.9.1以降に石綿含有成形板でできている壁に照明器具を設置した場合、その成形板に穴あけなどの加工をしたので改造に該当するが、成形板自体を新たな建材に交換しているとは限らないので、これが照明器具設置時の書面で確認できないなら現地調査等が必要であるという理解で良いか。	改造に該当する場合は、穴あけなどをした部分が書面のみで正確にわかるものとは考え難いため、現地調査により改造部分を確認することが必要と考えております。
	外山委員	「① 設計図書等の書面による調査及び建築材料の有無の目視による現地調査を行うこと。」とあるが、「目視による」は誤解されやすいため不要である。また、石綿の有無は分析しなければわからないため、他も含めて、以下のとおり修正してはどうか。 「①設計図書等の書面がある場合は書面調査を実施し、その上で特定建築材料の可能性がある建材を現地で特定すること。」	現地調査では、建築材料の製品名や型番などを目視で確認し、これにより石綿含有の有無を判定することとなり、これを法案においては「特定建築材料の有無の目視のよる調査」と表現しています。具体的な現地調査の方法についてはマニュアル等で示すことを想定していますが、資料中にも記載したいと思います。
	谷口委員	建築材料が有るかないかを目視で確認するのではなく、どのような建築材料（例えば、商品名・製品名、型番など）であるのかを目視で確認することになるため、「建築材料の目視による現地調査でよいのではないか（囲み1行目の「の有無」は不要）。	
	外山委員	「②①の調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかった場合は、解体等工事の対象となる建築物等の部分に使用されている建築材料を分析し、又は解体等工事が特定工事に該当するものとみなすこと。」とあるが、特定工事か否かというよりも特定建築材料か否かを調査するものと思います。以下の通り修正してはどうか。 「②①の調査により解体等工事の対象となる建築材料が特定建築材料に該当するか否かが明らかにならなかった場合は、当該建築材料を分析し石綿含有の有無を確定、又は特定建築材料に該当するものとみなすこと。」	ご指摘のとおり、特定建築材料か否かを判断することにより、特定工事に該当するか否かの判断がされることになりますが、法案では、現行法と同様に建築物等の解体等工事が特定工事に該当するか否かを調査することとなっておりますので、法案の規定に沿って、現行の記載のままとしたいと考えています。
2.(3)一定の知見を有する者の活用	谷口委員	技術的事項の一定の知見を有する者中「又は制度改正前に」は、「同規程の施行前に」ではないか。	ご指摘のとおり、改正後の制度の施行前に、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者を想定しているため、「制度施行前に」としております。
	谷口委員	「活用する解体等工事の範囲」の1番目の・であれば、書面による調査そのものが一定知見有する者により行われることから、矛盾するように思うが如何か。 誰が見ても明らかにH18.9.1以降に設置の工事に着手された建築物等の解体であると判断できる書類がある場合は、一定知見有する者の活用は不要であると言う言い方にする必要があるのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、表現を検討してまいります。
	外山委員	「日曜大工など、一般個人が行う建築物の改造・補修工事の場合 」は不要と考える。2007年頃に吹付け石綿を除去費用を節約するために所有者が除去した送検事例があったように記憶している。	ここで除外する日曜大工については、一般個人が行う戸建て住宅等の壁の加工などの軽微な作業を想定しており、一般個人の負担に鑑み、一定の知見を有する者の活用までは不要とするのが適当と考えているものです。 仮に吹付け石綿が作業対象箇所にあった場合は、一般個人が行う作業であっても、作業届出等の義務対象であり、また、今般の制度改正によって、隔離等をしなかった者に対する直接罰を創設することとしています。そのため、これらの規定の対象となることについて、石綿含有建材や石綿による健康被害に係る知識とともに、建築物の所有者等に対して周知徹底してまいります。
	出野委員	一定の知見を有する者について ・建築物石綿含有建材調査者講習修了者（アスベスト診断士を含めて）の早期確保策を検討すべき。 ・石綿作業主任者の活用拡大を検討すべき。	石綿含有建材の調査のために必要な知識を含む、総合的な専門知識を有する者を育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）が整備されているため、当該規程に基づく調査者の活用を基本とすべきと考えております。 同規程において、受講資格を労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習の修了者にも拡大したため、石綿作業主任者においては同規定に基づく講習を受講していただくことを考えております。 また、同規程に基づく講習の修了者の早期確保策等については、厚生労働省及び国土交通省とともに検討してまいります。

	寺園委員	「一定の知見を有する者」について、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める講習を修了した者」に加えて、「制度施行前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者」が案として示されている。その理由として、当該規程の整備以前より都道府県等に通知されていたことが挙げられている。しかしながら、平成30年に三省共管で当該規程を整備した上で今後講習修了者の拡大を図っていること、及び上記協会の登録者は150名程度(講習終了者も含む)に過ぎず増える見込みもない。よって、講習受講を促進して修了者を早期に拡大させるためにも、上記協会の登録者を残すとしても一定の期間に留めるのが望ましいのではないか。 また、特定建築物石綿含有建材調査者を飛散性の高い特定工事の事前調査に集中させ、(一般)建築物石綿含有建材調査者を多数輩出して飛散性の低い一戸建て住宅の事前調査に効率的に集中させるためにも、講習規程と対象工事の整理は早急に行うべきではないか。	一般社団法人日本アスベスト調査診断協会は、アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者及び賛助会員により組織され、スキルアップ研修会等により会員相互の資質の向上を図っている協会であるため、制度施行前に当該協会に登録された者については、現時点では、活用の期間を限定せず、一定の知見を有する者とすることと考えております。 また、一戸建て住宅に係る講習を修了した者を除き、講習の区分に応じて対象建築物を限定することは考えていませんが、構造が複雑で、使用されている石綿含有建材も多様な一定規模以上の建築物については特定調査者又は一定の実地経験を積んだ一般調査者によることを推奨するなど検討してまいります。
2.(4)元請業者から発注者への説明事項	谷口委員	技術的事項2番目の・について、元請業者の責任者や連絡先などを規定する必要があるのではないか。	いただいたご意見を踏まえて検討してまいります。
2.(5)事前調査に関する記録	外山委員	負担が大きいかもしれないが、石綿障害予防規則では40年なので、40年としても差し支えないと考える。石綿則で40年、大防法で3年保存というのはいかがなものか。 作業の記録、元請業者から発注者への作業結果の記録も同様。	石綿障害予防規則第35条において、各労働者が作業に従事した記録は40年保存することが規定されています。大気汚染防止法においては、他の規制物質に係る記録保存期間との整合性も踏まえ、3年としたいと考えております。
	城山委員	建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分とあるが、文書だと複数個所にまたがると表しづらいので図面添付が必要ではないか。	図面を記録していただくことを考えており、具体的な記録の作成方法については、マニュアル等で示すことを想定しています。
2.(6)事前調査に関する記録の写しの解体等工事の現場への備置き	谷口委員	工事現場に調査結果の写しを置くことができる場所、建屋などがあれば良いが、ない場合は写しの管理ができないことから、工事に携わる者が日々持参し、求めに応じて閲覧に提供する方法も認めてはどうか。PC、タブレットなどの活用も可能と記載してはどうか。	工事現場に調査結果の写しを置くことができない場合は、ご意見のとおり、書類を日々持参し、例えば車両に備え置く等が考えられるかと思います。 また、電子記録も可能とすることを考えており、具体的な備置きの方法は、マニュアル等で示すことを想定しています。
2.(7)事前調査結果の掲示	大塚座長	最低限の大きさを決めることに賛成する。このような規定がないと、掲示についての実効性がないと考えられるためである。	ご賛同いただいたご意見として承ります。
	中村委員	A3程度以上の大きさとしたほうが、わかりやすく、設置する事業者もわかりやすい。その記載が難しい場合は、「縦二十九センチメートル以上かつ横四十二センチメートル以上の…」のほうが望ましい。	掲示板を設置する事業者にわかりやすくする観点から、他法令の掲示の規定(建設業許可の標識の掲示等)も参考にし、検討してまいります。
	外山委員	掲示はトラックの中や内部の見えない場所に設置していることがある。以下のとおり修正してはどうか。 「掲示は、縦及び横それぞれ二十九センチメートル以上とし、公道に面した固定した掲示板を設けることにより行うものとする。」	掲示場所については、現行法と同様に、法案第18条の15第5項において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととされており、今般の義務付けの周知と併せ、工事業者や建築物の所有者等に対して徹底してまいります。また、具体的にどのような場所を指しているかについてはマニュアル等で示すことを想定しています。
	城山委員	マンションにおいては掲示が規制されることがあり、掲示する場所は戸内になりがちな物件がある。	
	谷口委員	掲示の項目に、建材の量、面積などを追加できないか。	事前調査結果の掲示については、石綿がない場合でも義務であるため、事業者の負担や、公衆に見やすくする観点から掲示事項を精査し、事前調査に関する記録事項との整理についても検討してまいります。
	中村委員	自治体が立入検査を行う際に非常に重要な情報となるため、特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所(連絡が取れる電話番号)を報告いただきたい。 自治体が立入検査をするべき判断の基準となるような情報(特定建築材料の使用箇所、使用面積等)も併せて報告いただきたい。	事前調査結果の報告については、答申において、施工者の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みを検討するのが適当であるとされています。 そのため、報告項目については、法令上義務付けるべき項目と電子システム上入力することができる任意項目を精査し、いただいたご意見を踏まえて検討してまいります

2.(8)事前調査結果の報告	外山委員	「・解体等工事の場所」とあるが、建設リサイクル法の届け出では、登記簿の住所や旧地番で記載されて、現地を特定できないことがある。そのため「解体等工事が実施される建築物の現在の住所及び建築物の名称」とするのが良い。 事前調査に関する記録も同様。	現在の住所で記載いただくことを考えており、現地を特定できないことのないよう、マニュアル等で具体的に示すことを検討してまいります。
	外山委員	立入検査の対象を検討するための情報として、建築物の構造と種別が必要である。そのため報告事項に「・解体等工事が実施される建築物の構造及び種別」を追加すべき。 事前調査に関する記録も同様。	木造、RC造等の建築物の構造等については、「解体等工事の対象となる建築物等の概要」に該当します。
	谷口委員	報告の対象は、厚労省の検討の結果に合わせるという考え方で良いか。	基本的にはご認識のとおりです。大気汚染防止法のみで規制対象とされている自主施工者については、厚生労働省が検討している対象と揃えることを想定しています。
	谷口委員	基本的な考え方の「疑いうる情報」とは、具体的にどのような情報か。その情報は、技術的事項のどこに反映されているのか。	例えば、石綿の使用の禁止前に、防火地域へ建設された建築物等で石綿含有建材が一切ない場合等に石綿の使用を疑いうるところ、「解体等工事の場所」「解体等工事の対象となる建築物等の設置の工事が着手された年月日」「解体等工事の対象なる建築物等の概要及び当該建築物等に使用されている建築材料の種類」に反映しています。
	谷口委員	報告される情報から、立入検査の優先度をどのように考えれば良いのか。	石綿ありの場合や、石綿なしとされていても上記の例のような場合には優先度が高いと考えておりますが、詳細については、都道府県等向けのマニュアル等で示すことを想定しており、検討してまいります。
	谷口委員	100万円は事前調査の経費込みとの解釈でよいか。	事前調査の経費は含まないものと解釈したいと考えております。
	城山委員	建築物を改造し・・・・以下の合計が100万円以上であるものとあるが計画内容で該当しないと判断できたものは、平成18年9月1日以降設置物件と同様の対応ができないか。(例えばクロスの張替えのみ、設備機器の交換のみ) また、100万円未満でもほとんどが対象工事の場合、報告をしてはいけないのか。	事前調査の対象範囲については、P6～7で示しているとおりであり、作業内容が「建築物等の解体等工事」に該当しない場合には、調査や報告は不要となりますが、該当する場合には、石綿飛散防止を徹底するため、請負金額にかかわらず、新たに法定化する方法に基づく調査や報告は必要です。答申において、適切な事前調査が行われていない場合の行政の指導を強化する必要がある旨示されていることから、請負代金100万円以上の改造・補修の場合、石綿が無しの場合でも報告を義務付ける必要があると考えております。 また、請負金額が100万円未満であれば、報告義務の対象とはなりません。
	寺園委員	報告事項として「解体等工事の対象となる建築物等の設置の工事が着手された年月日」がある。これについて、建築物の改造（増築、改修）によって石綿含有建材の使用箇所が異なる場合が十分にあること、及び平成18年9月以降の着工であることをもって実際にはもっと古い部分があったにもかかわらず事前調査で見落とす可能性があり得ることを考えれば、それを避けるための記述があった方がよいのではないか。	ご指摘のような見落としを防ぐ観点からも、建築物の改造・補修が行われたとしても、建築物の設置（新築）の工事が着手された日を報告事項とすることを考えております。
	笠井委員	事前調査結果の報告については、当初の「簡易届出」にするという目的の通り、できるだけ簡易なものにしていただきたい。出す側も受ける側も相当な負担となるので、必要最低限の項目にしていただき、厚生労働省ともしっかりと調整をし、出来る限り共通なものにしていただきたい。様式が完成する前に、意見交換の場を設けてほしい。	報告項目については、厚生労働省と共通のものとすることを想定しており、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、必要最低限の項目とするよう厚生労働省と調整してまいります。 様式については、次回の技術事項検討会でお示しすることを考えています。
	大塚座長	p.19　7行目の「吹付け石綿、石綿含有断熱材等について、除去作業の場合の確認を、事前調査において活用する一定の知見を有する者」とすることに賛成する。取り残しがないように確認の調査が必要であり、この程度の者による確認は必要と思われる。	事前調査において既に建築物石綿含有建材調査者が石綿の有無は網羅的に確認していること、石綿
	出野委員	作業終了確認者の要件について、レベル1，2，3共に、石綿作業主任者の活用を検討すべき。	

3.(1)作業終了時の確認	笠井委員	作業終了時に目視により確認する者に、「一定の知見を有する者」となっているが、これが「建築物石綿含建材調査者」のみを意図しているのであれば、取り残しの発生しやすい場所やその有無を判断できるのは、むしろ実際に除去等作業をする専門工事会社の、例えば、石綿作業主任者の方が長けていると考えられるので、少なくとも。石綿作業主任者も「一定の知見を有する者」として入れるべきである。 また、石綿除去等を行う専門工事会社は元請会社から石綿除去等の工事を請け負っているので、当然、請け負った仕事を完成させたうえで、引き渡す責任があり、彼らが完全に石綿を除去したことを証明し、報告する義務がある。無暗に第3者を入れた完了検査にするとかえって、杜撰な工事になってしまうこと、工事完了のたびに調査者を呼んでこなければならない等の問題が懸念される。 さらに、「建築物石綿含建材調査者」にも完了検査もさせるのであれば、現在の講習会のテキストに取り残しやすい箇所や取り残しの有無の判断方法等を加えることが必須である。	作業主任者は石綿則第20条において石綿を扱う作業を指揮する旨規定されており、除去作業の指揮（除去作業が計画どおり行われているかの確認も含む）を行う立場にあることから、石綿作業主任者についても確認に必要な知見を有しているとのご意見を踏まえ、建築物に係るいずれの作業についても建築物石綿含有調査者又は石綿作業主任者を活用することとしたいと考えております。建築物石綿含有建材調査者については、事前調査結果を参照しつつ取り残しがないか確認することが可能と考えており、各作業現場の状況等に応じていずれかを選択できることとするものです。また、確認漏れを防止する観点から、当該除去範囲の事前調査を行った建築物石綿含有建材調査者を活用することが望ましい旨等をマニュアル等に記載することを検討してまいります。 工作物に係る作業については、答申において、工作物の事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かを引き続き検討することとされたことを踏まえ、今般の確認義務付けにおいては、石綿作業主任者を活用することとしたいと考えております。
	外山委員	一定の知見者の要件について、答申では、「事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。」とし、石綿作業主任者が適当であるとはしておらず、答申を無視している。大規模な建築物で、特定建築材料の使用が多数箇所ある場合には、確認漏れを防止する意味で調査を行った者が検査することが適当である。 一定の知見を有する者は、「 事前調査において活用する一定の知見を有する者」のみとすることを提案する。	
	寺園委員	「事前調査の一定の知見者の活用」で述べたのと同様の理由によって、講習規程と対象工事の整理は早急に行うべきと考える。 ここで、「新たに規制対象に追加する石綿含有建材」については、「石綿作業主任者の活用が適当」とされている。この理由について、現状の石綿作業主任者の知識や石綿作業主任者数なども明確にして、より具体的に説明されるのが望ましいのではないか。	一戸建て住宅に係る講習を修了した者を除き、講習の区分に応じて対象建築物を限定することは考えていません。 石綿作業主任者については、石綿へのばく露を防止するための作業方法や措置に係る講習を受け、知見を有しているものと認識しており、平成29年度末時点で約16万人であるため、工事の進行に影響することなく完了確認に活用することが可能と考えています。ご指摘を踏まえて資料への記載について検討いたします。
	谷口委員	石綿作業主任者と講習修了者、協会登録者の違いも記載した方が分かりやすくなる。	以下のとおり理解しており、資料中への記載については検討いたします。 ・石綿作業主任者：石綿へのばく露を防止するための作業方法や措置に係る講習を受けた者。講習修了には、試験で一定の成績を収める必要がある。 ・講習修了者：建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づき登録された機関による講習を受講した者。講習修了には、試験で一定の成績を収める必要がある。 ・一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者：アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者のうち、確認テストで所定の成績を収めた者。
	谷口委員	清掃完了の確認について、政省令での規定が必要と考える。	現行の施行規則においては、「特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、（中略）作業場内の特定粉じんを処理すること」と規定されており、清掃についてはここの該当するものとしてマニュアルで示されています。これを踏まえ、清掃完了の確認についても、マニュアルにおいて追加することを検討いたします。
3.(2)隔離を解く際の確認	笠井委員	隔離を解く前の確認について、その確認方法には、やむを得ず、濃度測定ができない場合は、1.5時間以上集じん・排気装置を稼働させたうえで、隔離を解除することができることを含むか含まないかを明確にして欲しい。	大気中への飛散のおそれがないと判断されるのであれば、集じん・排気装置を一定時間稼働させる方法も考えられますが、一概に全ての工事・全ての石綿の種類において可能であるとは考えておりません。具体的な確認方法については、マニュアル等で示すことを想定しています。
3.(3)特定粉じん排出等作業に関する記録	笠井委員	〈基本的な考え方〉の中に、4行目のまた以下「下請負人ついては、元請業者が記録をまとめて保存することとするため、作業の期間中保存することとする。」とある一方で、「作業基準において、下請負人も含め、工事の施工の分担に応じて作業委に関する記録を作成し、作業終了までの間保管する」とあり、誰がどのような作業記録を作成し、どの期間保管する必要があるかをもう少しわかりやすく記述してほしい。	下請負人を含め、作業を実際に行った者が記録を作成して作業終了まで保存するとともに、作業終了後には、元請業者が当該記録を取りまとめて3年間保存することを想定しています。ご意見を踏まえ、資料中の表現について検討いたします。
	谷口委員	基本的な考え方の「おそれが大きい場合等にも」は、「おそれが大きい場合等には」に修正してはどうか。	従来の作業開始前の確認に追加する意図での表現であり、ご意見を踏まえて検討いたします。

4.特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認	笠井委員	石綿漏えい監視について、集じん・排気装置のフィルターの交換時」とあるが、「どのフィルターを交換する場合においても」と、明示したほうがよい。 また、負圧の確認については、「当該除去を中断した時」とあるが、昼食等の休憩時間で作業員全員が休憩することも含む等の事例があったほうが分かりやすいのでは。	趣旨はご認識のとおりです。中断の具体的な場合としては、定期的な休憩、昼食等の休憩、作業中断時、1日の作業の終了時等を考えており、施行通知、マニュアル等で示すことを想定しています。
	外山委員	「集じん・排気装置を作業場内において移動させた場合」とあるが、集じん・排気装置の移動はケースの歪みを生じ、漏洩の原因となるため、極力避けるべきである(吸気口の位置を移動させるときは装置に取り付けたダクトを移動させるのが原則)。 よって「当該集じん・排気装置に使用されているフィルタを交換した場合、その他の場合に行うこと。なお、集じん・排気装置を作業場内において移動させた場合、集じん・排気装置に何らかの衝撃が加わった場合にも確認を要するが、基本的に集じん・排気装置は移動しないこと。」と修正すべき。	ご指摘のように、移動によって歪みが生じ得ることは承知しておりますが、集じん・排気装置はキャスターで移動できるものであり、「基本的に移動しないこと」とまで規定することは適当ではないと考えています。マニュアルにおいて、「移動しないことが望ましい」とマニュアルに記載することを検討いたします。 なお、移動後は、設置時と同様の確認を行うため、歪みが生じた場合には、当該確認により覚知されるものと考えております。
	外山委員	答申にある「作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動 」により負圧が保たれずに漏洩することを防止するためには、負圧の状況の確認を「特定建築材料の除去を行う日において当該除去を中断した時に行うこと」 では不十分で、常時監視が必要。吹付け材等の除去の現場では常時監視で記録できる差圧計が普及しており、その使用を義務付ける必要がある。よってこの部分は「負圧の状況の確認：機器を使用して常時監視を行い、記録をとり、異常が発生した際には作業を中断して原因を確認し、対応すること。」とすべき。	常時監視も考えられますが、負圧が保たれていない蓋然性が高い場合に確認することで、負圧の維持は可能と考えております。
5.(1)直接罰の創設	出野委員	直接罰について、対象拡大(例えば事前調査なしの着手、届出不履行、隔離以外の作業基準違反等)を検討すべき。	隔離等の作業基準違反については、遵守されなければ多量の石綿を作業場の外に排出等させる蓋然性が高いため、直接罰を設けることとしているものです。 事前調査を実施せず解体等工事又は特定粉じん排出等作業を行った場合、事前調査結果を報告することができず、又は報告内容が調査に基づくものではないため、報告義務違反(法案第18条の15第6項違反)となり、罰則の対象となる可能性があります。届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合、届出義務違反(法案第18条の17第1項違反)となり、罰則の対象となります。また、事前調査を行っていなければ、石綿含有建材を見落としたまま解体等の作業を行う蓋然性が高く、その場合、今回創設した直接罰の対象となり得るほか、作業基準適合命令等及び命令違反による罰則の対象にもなり得ます。
	外山委員	「日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けたもの」とあるが、これでは能力が十分とは限らず、漏洩することがありえる。以下の通りの修正を提案する。 「日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを使用した集じん・排気装置で除去作業場を1時間に4回以上換気する能力があること。」	集じん・排気の能力が明らかに十分でないものについては、法の趣旨から、法案第18条の19における「集じん・排気装置を使用する」との規定を遵守しているとは評価されないと考えます。ご意見の1時間に4回以上換気する能力が必要であることについては、現行でもマニュアルにおいて考え方を示しているところです。 また、当該能力については作業届出において行政庁による確認を受けており、当該届出の内容に合致していない場合は虚偽の届出と評価され罰則の対象となり得ると考えます。 これらのことから、現行の作業基準のとおり、HEPAフィルタに係る規定を置くこととしたいと考えます。
	外山委員	「特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めること。」とあるが、法第18条の19第1号ロと同様に集じん排気装置の設置や隔離養生についても必要のため、以下に変更すべき。 「法第 18 条の 19 第1号ロと同等以上の効果を有する措置を講じて特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めること。」	囲い込み・封じ込めについては、集じん・排気装置の設置や隔離養生を含め具体的な方法について現行の作業基準では定められておらず、基本的には作業基準と同程度の規定とすることを想定していますが、ご意見を踏まえて検討してまいります。
	中村委員	災害時はすべて「ただし、」以下が該当するわけではないことを例示等で示していただきたい。	法において「建築物等が倒壊するおそれがあるときその他～方法により行うことが技術上著しく困難な場合」と規定しており、被災した建築物等が全てこれに該当するものではなく、人が立ち入ることが危険な場合等を想定しています。このような解釈については施行通知やマニュアル等で示すことを想定しています。
	大塚座長	p.25 2行目の「X」は、「罰」に修正が必要。	ご指摘の通り修正いたします。

5.(2)特定工事に係る請負契約締結時の下請負人への説明	出野委員	説明方法について、建設リサイクル法との統一性（建設リサイクル法では告知）を検討する必要がある。実務上同時に行われる可能性が高い。	建設リサイクル法の告知と同様に逐一書面を交付すること等を要しないこととすることを想定しており、説明方法についてはマニュアル等で示すことを想定しています。
	出野委員	法案に記載されている「特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときの説明」については、石綿含有建材除去工事の建設業法（建設リサイクル法を含め）における位置づけ（建設業許可、建設工事の種類等）や建設業法における一括下請け禁止規定との整合性を検討すべき。	ご指摘のとおり、国土交通省と調整し、整合を図るようにしてまいります。
6.報告徴収及び立入検査	谷口委員	立入検査は、各都道府県等が所管しない地域にある事務所、営業所などにも当該都道府県等の職員が行えるとの解釈で良いか。	法案第26条において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、解体等工事の現場、解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入ることができる旨が規定されており、各都道府県等が所管しない地域についても当該都道府県の職員が立入検査を行うことが可能です。
	笠井委員	解体等工事の発注者関係への報告徴収については、発注者はもとより、元請会社等への事前の連絡がなく、抜き打ちで行う場合があるのであれば、改めて、発注者への周知をお願いしたい。	ご指摘のとおり抜き打ちで行う場合もあるため、発注者等への周知に努めてまいります。
その他	城山委員	各書類は電子含めフォーマット化し、できるだけ選択記入できる対応をしてほしい。	マニュアル等によりフォーマットを示すことをを想定しています。

3. 資料3に関する意見

意見箇所	委員	意見内容	事務局の見解
	笠井委員	当技術的事項については、政省令、告示をはじめ、マニュアルの改訂にも関連する重要な事項であると理解しているので、時間をかけて検討していただきたい。意見聴取の短期間の期日を設けないで、許される時間内で意見交換させていただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、意見交換もさせていただきつつ、引き続きしっかりと検討してまいります。

委員二次意見

1. 資料2に関する意見

(1) 委員一次意見等に関する意見

<table>
<tr><th>意見箇所</th><th>委員</th><th>意見内容</th><th>事務局の見解</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1.(1)規制対象に追加する石綿含有建材</td><td>外山委員</td><td>寺園委員の用語のわかりやすい説明が必要という意見に同意する。一般に法規の条文はわかりにくいが、特に大気汚染防止法はわかりにくい。条文の定義と新旧比較を整理したものを作成するとわかりやすくなると思う。</td><td>ご意見を踏まえ、法令で規定している用語の指すところについては、なるべく資料中で説明するようにいたします。なお、参考資料2に新旧対照条文を付けておりますのでご参照いただければと思いますが、新旧の比較についてもわかりやすくなるよう検討いたします。</td></tr>
<tr><td>笠井委員</td><td>いわゆるレベル3建材のことを「石綿含有成形板等」から「石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材」としたのは、「その他の石綿を含有する建材」の例示については、「目で見るアスベスト建材」との整合性についても是非検討いただきたい。
当冊子は、現在でもよく使用されていますが、まとめられてからかなり年数が経っており、改定がされていません。現行の法規や規制等を踏まえ（塗材など）、3省共同で、改定等の作業を行ってはどうか。</td><td>「目で見るアスベスト建材」については、建築物において使用されている建材を対象として掲載しており、そもそもの前提が異なるところですが、ご意見については厚生労働省、国土交通省と共有してまいります。</td></tr>
<tr><td>1.(2)作業計画</td><td>外山委員</td><td>谷口委員の「立入検査にて作業計画を迅速に確認できるように、様式や書式を統一しておくことが望まれる。」という意見に同意する。例示ではなく、施行規則に一定の書式を位置づけるべきできである。</td><td>法令において作業計画に記載すべき内容を規定することを考えていますが、自治体によっては条例等により記載事項を追加する可能性もあるため、様式や書式についてはマニュアル等で例示することが適当と考えており、具体的には今後検討してまいります。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">1.(3)作業基準
石綿含有仕上塗材</td><td>外山委員</td><td>出野委員の「剥離剤、局所集じん装置について、性能・基準等の規定の必要性を検討する必要がある。」という意見に同意する。負圧にせずにグラインダーの回転の風圧だけで集じんする装置もあり、使われていることがあるため、施行規則で性能を明示すべきである。</td><td>ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。</td></tr>
<tr><td>外山委員</td><td>一次意見で挙げた「iii.作業場を隔離し、内部を負圧に保ちながら削り取る方法」はぜひ追加して頂きたい。東京都が発注した築地市場の解体工事では、仕上塗材については、ほとんど全てが隔離空間内で行われており、担当者のヒアリングをお願いしたい。</td><td>ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。</td></tr>
<tr><td>外山委員</td><td>定義は例えば「石綿含有仕上塗材等」としてその範囲を仕上材、下地調整材、補修材と明示する必要があると思う。実際に下地調整材までしか採取できずに「含有なし」としてしまうと、塗替えでサンダー作業によって石綿が飛散する。</td><td>政令では、特定建築材料として、「石綿含有仕上塗材」を規定することを想定しています。下地調整材等を一体として解し、同様に扱うことを通知で示すなど検討してまいります。</td></tr>
<tr><td>外山委員</td><td>中村委員の「現状の記載のみだと、養生する必要が見えてこないため、 環水大大発第1705301号の別紙にある「施工区画を明確に定め、・・・」が読める記載にしていただきたい。」という意見に同意する。</td><td>ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。</td></tr>
<tr><td>寺園委員</td><td>大防法改正によって解体等工事の作業計画が大きく見直されるが、この改正の影響を受ける廃棄物処理も極力同じタイミングで検討と周知が行われるべきである。塗材の廃棄物が廃石綿等か石綿含有廃棄物かの違いは大きい。また、石綿含有廃棄物の場合でも「がれき類」「コンクリートくず・陶磁器くず」などの例示にしてほしい（廃プラスチック類は袋が念頭にあると思われるため）。</td><td>今回の大気汚染防止法の制度改正を受けて、石綿含有仕上塗材が廃棄物となった際の種類については、別途環境省廃棄物部局で検討の上で、大気汚染防止法改正後の制度の施行の際には明確にすべきものと承知しておりますので、いただいたご意見については省内で共有させていただきます。</td></tr>
<tr><td>1.(3)作業基準
石綿含有成形板等</td><td>笠井委員</td><td>ビス止めをドライバー等で解除する行為が研磨に該当するというコメントがあるが、「釘などの取り付け、引き抜きは作業に当たらず」という厚労省の整理と異なると思われる。
大気汚染防止を目的とした環境省の考え方としては、大気への影響が1f／Lを超えるような状態にはなりえない工事状況について言及するのではなく、工事敷地境界よりも外側の一般大気への影響を考慮した議論とすべきではないか。
また、HEPAフィルター付き真空掃除機で粉じんを吸引しながら除去することに異論はないが、ただ、この方法が採用できない狭隘な場所（ex.天井裏など）もあり得るので、限定した書き方にはしないでほしい。</td><td>ご意見を踏まえ、特定建築材料を掻き落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法と事前調査を要しないと考えられる建築物の解体・改修作業の考え方の具体的な内容についてはさらに厚生労働省と調整しながら検討してまいります。
また、後段のご意見については石綿含有仕上塗材の作業基準に関するものと推察しますが、ご意見を踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。</td></tr>
</table>

2.(3)一定の知見を有する者の活用	外山委員	個人が行う日曜大工での自宅の改修であっても、石綿含有建材を除去、切断等するのであれば石綿が飛散することに変わりがなく、法規制もかかる。事業者と比較して、自覚なくそうした作業を行っていることが問題で、あえて除外する理由はないと考える。岡山県倉敷市の水害後にはボランティアが被災家屋の所有者から依頼を受けて石綿が疑われる建材を撤去する光景が見られた。一定の知見を有する者による調査は重要である。	除外を想定している、一般個人が行う戸建て住宅等の壁の加工などの軽微な作業については、一般個人の負担に鑑み、一定の知見を有する者の活用までは不要とするのが適当と考えているものですが、このような作業であっても、新たに定める方法による事前調査の義務付けの対象であり、調査は適切に行われる必要があります。石綿含有建材の有無を判断するのが難しい場合は、石綿含有建材とみなすこと、また、みなさないのであれば一定の知見を有する者を活用することが望ましい旨を周知します。 また、一般個人が行う作業であっても、作業基準遵守義務や命令・罰則の対象となるため、適切な調査及び作業の実施について、一般個人の健康被害防止のためにも、石綿含有建材や石綿による健康被害に係る知識とともに、建築物の所有者等に対して周知徹底してまいります。
	外山委員	寺園委員の日本アスベスト調査診断協会に登録された者は一定の期間にとどめるべきという意見に同意する。答申案へのパブリックコメントでは、「アスベスト診断士は民間の資格であり、石綿の普及、利用促進を行ってきた業界団体が運用している制度で ある。事前調査を行う者の要件にはアスベスト診断士を含めるべきではないと考える。」の意見が305件あった点も考慮すべきである。	一般社団法人日本アスベスト調査診断協会は、アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者及び賛助会員により組織され、スキルアップ研修会等により会員相互の資質の向上を図っている協会であることを踏まえ、これまで通知により活用を推奨してきており、協会登録者により問題なく調査が行われてきたものと認識しています。そのため、制度施行前に当該協会に登録された者については、現時点では、活用の期間を限定せず、一定の知見を有する者とすることと考えております。 ただし、平成30年に建築物石綿含有建材調査者講習登録規程が整備されたことを踏まえ、今般の義務付けの施行後は、当該登録規定に基づき登録された講習を修了した者に一定の知見を有する者を一本化することが適当と考えております。
	笠井委員	「一定の知見を有する者」に、「制度改正前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者」が示されているが、制度改正前としているのはなぜか。	平成30年に、厚生労働省、国土交通省及び環境省の共同告示として、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程が整備されたことを踏まえ、今般の義務付けの施行後は、当該登録規定に基づき登録された講習を修了した者のみを一定の知見を有する者とすることが適当と考えております。 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、平成30年の当該規程整備以前より、一定の知見を有する者としてに調査を依頼することが望ましい旨、都道府県等に通知されてきたため、今般の義務付けの施行の前に当該協会に登録された者は、引き続き活用を認めることを考えているものです。
2.(5)事前調査に関する記録	外山委員	労働安全衛生法では、大防法で規制している粉じん、揮発性有機化合物（ベンゼンは除く）、水銀の作業環境測定および健康診断の記録の保存は3年から7年だが、石綿は40年としている。それは潜伏期間が非常に長いという科学的な根拠による。「整合性」よりも科学的根拠を優先し、保存期間は40年とすべきと考える。	労働安全衛生法（石綿障害予防規則）では、労働者の健康管理の観点等から、作業の概要・期間等の記録については長期の保存期間が設定されているものと認識しています。 大気汚染防止法においては、大気中への石綿の飛散を防止するため、事前調査が適切に行われたか都道府県等が確認できるよう、記録の保存を義務付けるものであり、他の規制物質の濃度測定の記録保存期間を踏まえ、保存期間は3年が適当と考えております。 なお、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）においても、事前調査及び作業の詳細な記録について3年間保存を義務付けることとされており、記録の内容等についても整合性を考慮しつつ検討いたします。
	笠井委員	厚労省、環境省で連携を図っていくことを示されているので、保管する記録や保管年数についても、大防法と安衛法（石綿則）における記録の内容について、統一化を図ってほしい。	

<table>
<tr><td rowspan="4">3.(1)作業終了時の確認</td><td>外山委員</td><td>答申3では「作業後の確認や清掃等の措置についてはマニュアルで示されているが、都道府県等による作業終了時の立入検査等では、特定建築材料の取り残しや清掃が不十分といった事例が確認されており、マニュアルに基づく指導では強制力に一定の限界がある。」とある。したがってマニュアルへの記載のみでは不十分で、規則に明記することを強く求める。
　答申3(1)では「除去作業を行った部分の石綿含有建材の取り残しの有無について は、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者 と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。ただし、特定建築材料 以外の石綿含有建材の除去等作業の数が特定粉じん排出等作業の約5倍から 20 倍になると推計される一方で一定の知見を有する者の人数がいまだ少ないことから、これらの者の育成に努めるとともに、建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物についての確認に特にこれらの者を活用すべきである。」とあり、少なくともレベル1，2の除去の確認については、作業主任者ではなく、建築物石綿含有建材調査者等が行うことを規則に示すことが必須である。
　確かに石綿作業主任者技能講習も建築物石綿含有建材調査者講習でも終了確認についての講習が不十分なので、その点は今後対応を検討すべきと考える。ちなみに(一社)建築物石綿含有建材調査者協会では昨年度からレベル1，2の完了検査講習を1時間半の講義として開始している。</td><td rowspan="3">　資料2の18ページ＜技術的事項＞のとおり、省令に定める作業基準において、一定の知見を有する者を活用して取り残しがないこと等の作業の完了を確認する旨を定めることを考えており、また、一定の知見を有する者としては、いただいたご意見を踏まえ、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく講習を修了した者又は石綿作業主任者とすることを考えています。清掃については、現行の作業基準の「特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、(中略)作業場内の特定粉じんを処理すること」に該当し、既に施行規則上に規定があることから、清掃完了の確認の実施をマニュアルにおいて追加することにより、徹底を図りたいと考えています。
　また、レベル1、2の除去の確認については、石綿作業主任者についても確認に必要な知見を有しているとのご意見を踏まえ、各作業現場の状況等に応じて建築物石綿含有調査者又は石綿作業主任者を活用することとしたいと考えておりますが、除去の確認については、当該除去範囲の事前調査を行った建築物石綿含有建材調査者を活用することが望ましい旨等をマニュアル等に記載することを検討してまいります。</td></tr>
<tr><td>外山委員</td><td>谷口委員の「清掃完了の確認について、政省令での規定が必要」という意見に同意する。答申では「作業場内の石綿の飛散がなくなったことや特定建築材料の取り残しがないこと等の除去作業完了後の確認事項のチェックを正確に行うことについて、作業基準に規定することや立入検査時の指導項目として報告を求める対象とすることも視野に、施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討すること。」とあり、作業基準に明記する必要がある。マニュアルではなく政省令での規定が必要である。</td></tr>
<tr><td>寺園委員</td><td>清掃完了の確認をマニュアルに記載というのは、答申で「作業後の確認や清掃等の措置についてはマニュアルで示されているが、都道府県等による作業終了時の立入検査等では、特定建築材料の取り残しや清掃が不十分といった事例が確認されており、マニュアルに基づく指導では強制力に一定の限界がある。」とされていたことと矛盾するのではないか。現行の施行規則で十分ではなかったことがマニュアルで克服できるか。</td></tr>
<tr><td>寺園委員</td><td>「建築物に係るいずれの作業についても建築物石綿含有調査者又は石綿作業主任者を活用することとしたい」という方針には大きな疑問がある。答申では「石綿含有建材の取り残しの有無については、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。・・・飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物についての確認に特にこれらの者を活用すべきである。」とされている。一定の知見を有する者として三省共管で建築物石綿含有建材調査者を育成していることと、対象の拡大に対応する目的から言えば、レベル1,2では建築物石綿含有建材調査者が対応し、レベル3など追加対象に対しては石綿作業主任者が対応するのが妥当ではないか。</td><td>　答申においては、必ずしも、事前調査において活用する者を取り残しの確認でも活用することとはしておりません。事前調査において既に建築物石綿含有建材調査者が石綿の有無は網羅的に確認していること、石綿作業主任者は石綿障害予防規則第20条において石綿を扱う作業を指揮する旨規定されており、除去作業の指揮(除去作業が計画どおり行われているかの確認も含む)を行う立場にあることから、石綿作業主任者についても確認に必要な知見を有しているとのご意見を踏まえ、建築物に係るいずれの作業についても建築物石綿含有調査者又は石綿作業主任者を活用することとしたいと考えております。建築物石綿含有建材調査者については、事前調査結果を参照しつつ取り残しがないか確認することが可能と考えており、各作業現場の状況等に応じて建築物石綿含有建材調査者と石綿作業主任者のいずれかを選択できることとするものです。また、確認漏れを防止する観点から、当該除去範囲の事前調査を行った建築物石綿含有建材調査者を活用することが望ましい旨等をマニュアル等に記載することを検討してまいります。</td></tr>
</table>

4.特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認	外山委員	集じん排気装置のフィルターには作業の進行に伴い粉じんが付着し圧力損失が大きくなることによって、能力が漸減し、負圧が確保されなくなる。「負圧が保たれていない蓋然性」は常に存在する。したがって常時監視が必要である。	現行でも作業基準で作業開始前等に集じん・排気装置の正常な稼働や作業場及び前室の負圧を確認し、記録すること等が義務付けられており、今回の改正により、確認の頻度を増やすこととしています。一般に、出入りの際が最も負圧が保たれていない蓋然性が高い状況と考えられ、その段階で問題がないことを確認することで負圧が維持されていることを十分確認できると考えております。 また、マニュアルでフィルターの点検や交換、稼働中の管理などが示されています。作業の進行に伴い圧力損失が大きくなることは考えられますが、適切な頻度でフィルター交換を行うことで負圧が確保されなくなることを避けられると考えられます。 そのため、常時監視まで義務付けることは考えておりません。
	笠井委員	「基本的に集じん・排気装置は移動しないこと。」というご意見があるが、除去等作業では、さまざまなケースが考えられるので、一律に、移動しないことまで規定するのは適当でなく、移動後、再度機能検査を行うで良いと考える。 また、移動でゆがむということが頻繁に起こるとするならば、移動式の装置の設計上の基本的な問題であって、むしろ、集じん・排気装置の構造や規格を検討しなければならないと思う。推奨される集じん・排気装置があればマニュアル等で示していただけるとありがたい。	集じん・排気装置は移動によって歪みが生じ得るため、一度設置した後は、「移動しないことが望ましい」とマニュアルに記載することを考えています。御意見のとおり、作業現場の状況に応じて移動が必要な場合もあると認識しており、その場合、漏えいの有無の確認をすることを今回義務付けるため、これにより飛散防止は担保されるものと考えております。 なお、集じん・排気装置については、作業基準において日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けたものを使用すること義務付けています。
	笠井委員	すべからくすべての工事で、常時監視できる状況にあるとは言えないので、不適切な行動を明確にして、それをさせないような指示をすることを先行させることが重要で、その不適切な行動の具体例をマニュアル等で示すことを優先してはどうか。	御意見を踏まえ、これまでに収集した不適切な作業については、マニュアル等で共有したいと考えております。
6.報告徴収及び立入検査	大塚委員	各都道府県等が所管しない地域についても当該都道府県の職員が立入検査を行うことが可能とあるが、その根拠はなにか。	大気汚染防止法第26条第1項の「法律の施行に必要な限度」で立入検査を行うことができると規定しています。 廃棄物処理法第19条第1項も同様の規定となっており、各都道府県等が所管しない地域の事業所等にも当該都道府県等の職員が立入検査を行うことができるものと解釈されております。

(2) 追加意見

意見箇所	委員	意見内容	事務局の見解
1.(1)規制対象に追加する石綿含有建材	笠井委員	「届出までは求めないこととするのが適当である。また、石綿含有仕上塗材に特化した飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。」と記載されているが、特化した飛散防止措置の作業基準を遵守してるかどうかは、事前調査結果の届出でもって行政側は確認することになるのか。	作業前に、施工者が作業の方法や石綿飛散防止措置等を含む作業計画を策定することとなっており、都道府県は事前調査結果の報告等によって工事現場を把握し、立入検査等によって予定・実施されている作業が作業基準に適合しているか否かを確認することになります。
1.(2)作業計画	笠井委員	「下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（下請人が特定粉じん排出等作業を実施する場合）」を工事計画に記載することとなっているが、ゼネコン、解体業者、専門業者、作業実施業者と重層化していることがある。この場合下請人はどこまで書くことを想定しているのか。（P.12　2（4）も同様）	特定粉じん排出等作業を実施する下請負人は全て記載していただくことを想定しています。
1.(3)作業基準 石綿含有仕上塗材	笠井委員	石綿則の改正骨子の中に、「仕上げ塗材に係る工事における措置については、基本的にはレベル3相当となり、電動工具で除去作業をする際、隔離(負圧までは求めない)を求めることとなりますので、セキュリテイゾーンの設置は義務づけません。」との見解が示されているため、建築用仕上塗材については、厚生労働省の石綿則と齟齬がないよう統一いただきたい。	厚生労働省における検討内容も踏まえつつ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。
	笠井委員	②イのⅱの「局所集じん装置を併用し」の部分は集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法であれば隔離養生は不要であり、逆に集塵装置が無しのサンダーの場合、隔離養生をしてもダメということになるか等具体的なに例示をしてほしい。	ご意見を踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。

1.(3)作業基準 石綿含有成形板等	外山委員	現場で気中石綿濃度を測定している経験から、石綿種による飛散性の違いがあり、アモサイト＞クロシドライト＞クリソタイルである。ケイ酸カルシウム板第1種よりもアモサイト、クロシドライトを含有する成形板とすることも検討すべきである。文献ではケイカル1種(屋内)はフレキシブル板(屋内)と比較して1桁ほど濃度が高い。	石綿含有けい酸カルシウム板第１種については、他の石綿成形板等に比べ答申において、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられるとの見解が示されており、建材の種類に応じた作業基準により十分飛散防止が可能と考えています。 仮に、ご指摘の石綿種と飛散性の関係性に応じて作業基準を整理することを検討する場合も、作業に当たり全ての建材の分析を要することになることも考えられるところ、事業者の負担と、建材の種類に応じた作業基準による飛散防止の効果を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えています。
	笠井委員	②ロの「薬液等」には、水も含まれると理解してよいか。	適切に湿潤化できるのであれば、水も含むものと考えています。
	笠井委員	「石綿含有成形板のうち石綿含有けい酸カルシウム板第１種を破砕等により除去する場合には、湿潤化に加え、作業場周辺を養生することを義務付けるべきである。」と記載があるが、成形板なので届出は不要であるため、養生して撤去しているかどうかの判断は、施工者の自主判断でよいか。	施工者自身が作業基準に沿って、作業前に、施工者が作業の方法や石綿飛散防止措置等を含む作業計画を策定し、作業を進めることとなるため、一義的には施工者が判断することとなりますが、都道府県も事前調査結果の報告等によって工事現場を把握し、立入検査等によって予定・実施されている作業が作業基準に適合しているか否かを確認するため、必要な場合は指導を受けることがあります。 具体的な作業方法については、マニュアル等の策定の中で検討してまいります。
2.(3)一定の知見を有する者の活用	笠井委員	特に記載されていないが、特定と一般（無印）の調査者の調査対象の区別を今後は検討されるのか。現状では区分している意味がない。	一戸建て住宅に係る講習を修了した者を除き、講習の区分に応じて対象建築物を限定することは考えていませんが、構造が複雑で、使用されている石綿含有建材も多様な一定規模以上の建築物については、特定調査者又は一定の実地経験を積んだ一般調査者によることを推奨するなど検討してまいります。
	笠井委員	全てを「みなし」とする場合も、一定の知見を有する者による調査・判断が必要という理解でよいか。	「みなし」とする場合も一定の知見を有する者を活用する必要があります。なお、資料2中2(3)【一定の知見を有する者を活用する建築物の解体等工事の範囲】に活用を要しない場合の案を示しています。
	笠井委員	「日曜大工など・・・」とあるが、何でも屋として、小規模な修繕や清掃などを行う個人事業主（シルバーなど）があり、彼らは、それを生業としている。この場合などを鑑み、区別できるような措置が必要ではないか。（無報酬の場合、または、自己所有建物等を自ら施工する場合は、規模などで規制するなど。例えば、資材費（仮設費・運搬費・送料などを含む）で１００万円以上とか。	ご指摘のような場合は義務対象とすることを想定していますので、いただいたご意見を踏まえ、表現を検討してまいります。
	笠井委員	日曜大工など、一般個人が自ら行う軽微な改造・補修工事について、「自ら調査する」とあるが、「特定工事」とみなす場合は、一定の知見を有する者の活用は必要なく、「みなさない」場合は、一般個人であっても、「一定の知見を有する者」を活用しなければならないということか。 また、「一定の知見を有する者」を活用するかしないかを除けば、調査、掲示、届出等すべきことは解体等の行為と同じと考えてよいか。	日曜大工など、一般個人が行う軽微な改造・補修工事については、特定工事とみなす場合もみなさない場合も、負担に鑑み一定の知見を有する者の活用は要しないこととしたいと考えています。ただし、石綿含有建材の有無を判断するのが難しい場合は、石綿含有建材とみなすこと、また、みなさないのであれば、一定の知見を有する者を活用することが望ましい旨、周知してまいります。 その他の自主施工者の義務については全て適用されますが、記録については簡易な方法で対応して差し支えない旨を施行通知等で明確化することを考えています。
2.(5)事前調査に関する記録	笠井委員	調査記録保存は、元請・自主施工者が記録保存とあるが、建物の転売等も多くあることから、建物所有者も保存し、転売時はその記録についても所有権及び保管義務が引き継がれるという整理が必要ではないか。施工業者サイドだけではなく、経営不振等で存在しなくなる可能性があることを勘案することも必要では。	石綿含有成形板等の規制対象への追加により、発注者（建築物等の所有者等）には、一般住宅を所有する一般個人も含まれ得ることから、その負担等に鑑み、元請業者又は自主施工者が記録を保存することと整理しております。
	笠井委員	「記録事項」の中に、対象となる建築物等の工事の着手「年月日」を記載するようになっているが、「年月」で十分ではないか。不明な場合もあり得る。	石綿障害予防規則の改正と整合を図り、原則、設計図書から年月日を転記いただくことを考えておりますが、不明な場合はその旨を報告することで可能にできるか検討しております。

2.(7)事前調査結果の掲示	笠井委員	掲示板の大きさについては、他の工事用看板とのバランスもあるので、大きさは参考程度とし、それよりもフォントの大きさを示した方がよい。掲示にあまり細かい内容を載せるとフォントが小さくなり見えなくなってしまうし、調査結果が逐次追加に伴って、記録を書き換えるなどの作業が発生する可能性もあることから、必要最低限の内容としていただきたい。また、技術指針やマニュアル等でひな形を提示することを検討していただきたい。	掲示板を設置する事業者にわかりやすくする観点から、他法令の掲示の規定（建設業許可の標識の掲示等）も参考にし、検討してまいります。 また、掲示板のひな形は、今後マニュアル等で示すことを検討してまいります。
2.(8)事前調査結果の報告	笠井委員	「建築物を改造し、若しくは補修する作業の伴う解体等工事」とあるが、解体部分の見積金額と勘違いされることが懸念される。改修工事等の請負金額（更新・新規導入する設備等の機器価格・取り付け等の労務・既存設備の解体撤去・産廃処分・一般管理費等を含めた金額）など具体的に示すべき。	請負代金の100万円に含まれる金額の具体例については、今後マニュアル等で示すことを想定しており、検討してまいります。
	笠井委員	報告の対象とする建築物の解体等工事の範囲について、例えば、50万円の工事2つで100万円の工事とみなすという考え方が示されているが、契約日、着工日、工期等がどの程度離れていると、別工事扱いとなるのか。1つの工事とみなす場合と別工事扱いとなる場合を、誤解の無いように事例を示した上で明確にしていただきたい。	別工事となる事例については、今後マニュアル等で示すことを検討してまいります。
	笠井委員	厚生労働省の検討事項になるかもしれないが、報告の方法について、提出前後に複数の関係者で内容を確認できる仕組みにしていただきたい。例えば、入力者の他に、所長、支店担当者など。提出した人しか内容がわからないというようなことがないようにしていただきたい。	いただいたご意見については、厚生労働省と共有し、今後検討してまいります。
3.(1)作業終了時の確認	外山委員	「工作物に係る特定粉じん排出等作業終了後の確認については、当該検討の状況を踏まえつつ、当面、石綿作業主任者を活用して行うこととする。」とあるが、答申では終了確認は「事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者」が行うとしており、工作物については石綿作業主任者のみが行い得るというのは趣旨が異なる。「事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者」を追加すべき。	答申において、工作物における事前調査に活用する者については、「事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討する必要がある」とされており、作業完了の確認に活用する者についても、当該検討と併せて今後検討していくものと考えています。
	笠井委員	「新たに規制対象に追加する石綿含有建材について、・・・除去作業を行った部分に残存しているかの判断が比較的容易であることから、」と記載があるが、「隠蔽部に残存していること等は基本的には想定されない」とまでは言えないのではないか。例えば、改修されたOAフロアー下の既存のPタイル、シンダーコンクリート株のアスファルト防水、間仕切等の充填材等々がある。 ただ、経験のある石綿作業主任者でも確認できる能力を持つ者はいるものと考える。	ご指摘の建材があることは認識していますが、建築物石綿含有建材調査者又は石綿作業主任者のいずれかを活用することで確認可能と考えています。
	笠井委員	枠内の表現としては、「一定の知見を有する者が」目視により確認するのか等「誰が」の表現が必要では。 【一定の知見を有する者】が例示ととらえられないか。	ご意見を踏まえ、資料中の表現について検討いたします。
	笠井委員	終了検査は施工者側（実際に除去等作業を行う事業者）の義務として、石綿作業主任者が計画との整合性を加味して、判定するものと認識している。 第三者が必ず関与する必要性はないと思うが、どうしても第三者性を求めるのであれば、行政官による（第三者委託含む）（抜き打ち）立ち入り検査という扱いを検討すべき。	第１回目にいただいたご意見を踏まえ、建築物石綿含有建材調査者又は石綿作業主任者のいずれかを活用して確認することとしたいと考えています。 また、都道府県等も立入検査等により、現場や記録を確認することとしております。 なお、答申においても、「今般の制度見直しの運用の状況も踏まえつつ、将来的に第三者による確認について検討」とあり、現段階で調査者が第三者であることを義務付けることについては考えておりません。
3.(2)隔離を解く際の確認	笠井委員	「空気中の繊維を集じん・排気装置などで取り除いた上で、位相差顕微鏡法による総繊維数濃度の測定、繊維状粒子自動測定機の活用等により確認することが考えられるが、・・・効果的に実施できる方法を選択するのが適当である。」と記載があるが、隔離養生撤去前の空気環境測定は義務付けまではしないと理解してよいか。	具体的な確認方法として施行通知等で示すことを想定しているものであり、義務付けますることは考えておりませんが、確認した方法、結果等については作業に関する記録に含めることとしております。
3.(3)特定粉じん排出等作業に関する記録	笠井委員	「記録事項について、作業計画に基づき行った作業（特定粉じん排出等作業の実施の期間中に当該作業計画に変更が生じた場合は、その内容を含む。）」とあるが、ここでの記載はあくまでも変更があった場合の「記録」を残すということだと理解しているが、この機会に、大防法第18条の15第1項に基づく届出には、変更届等の計画変更する際の手続きについては法で規制されておらず、今までは慣例的に、修正、追加、差替え等を行っていた。作業計画に変更が生じた場合、今後、変更届が必要になるのか。	計画に変更が生じた場合の手続きについては、現行法の規定で特段の問題は生じていないと理解しており、変更届について規定することは考えておりません。計画に変更が生じた場合には、その旨作業に関する記録として残すこととしているものです。

	笠井委員	特定粉じん排出作業等で、周辺環境を測定することが多くあり、その際の計測結果がある場合は記録として残すこととしてはいかがか。（義務としてではなく、あくまでも記録の一つとして。）	測定した場合には、その記録は残すことが望ましいと考えており、マニュアル等で示してまいります。
4.特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認	笠井委員	「集じん・排気装置の正常な稼働を確認すること」とあるが、具体的な確認方法はどこかで示されるのか。	現行の作業基準において、「使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより」確認することとしており、今般頻度を増やす確認についても同様に行うことを想定しています。 なお、具体の機器、測定方法等については、マニュアルにおいて示してまいります。
	笠井委員	作業基準の一項目として、「作業員が隔離場所（セキュルティーゾーン）から退出する場合は、洗浄室で30秒以上エアシャワーを浴び、付着した石綿を確実に落とす」といった項目を入れることが有効と考える。	ご指摘のような詳細な作業方法等については、マニュアルで示すことが適当と考えております。なお、現在においても、「建築物の解体時に係る石綿飛散防止対策マニュアル」で示しております。

資料２

石綿飛散防止に係る技術的事項について（案）

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）においては、建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止のための規制を行っている。前回平成 25 年の改正時に引き続き検討が必要とされた課題や、当該改正以降に明らかになった、特定建築材料（規制対象の石綿含有建材）以外の石綿含有建材の不適切な除去による石綿の飛散、事前調査時の特定建築材料の見落とし等の課題を踏まえ、平成 30 年８月に、環境大臣より中央環境審議会に対して、「今後の石綿飛散防止の在り方」について諮問された。この検討を行うため、大気・騒音振動部会に「石綿飛散防止小委員会」が設置され、同小委員会において議論が行われた結果、令和２年１月に「今後の石綿飛散防止の在り方について」環境大臣に答申された。

政府においては、本答申に基づいて法律案の検討が行われ、令和２年３月 10 日に「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」（以下「法案」という。）が閣議決定され、同日に国会に提出された。法案は、一部の規定を除き公布の日から１年以内（令和３年４月頃を予定。）に施行することとされており、第８回石綿飛散防止小委員会において、今後更に検討を行い明確化する必要がある技術的事項として示された事項等について、政省令等の改正を念頭に、検討を進める必要がある。

１．特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

（１）規制対象に追加する石綿含有建材

＜答申[1]の関連箇所＞

○　特定建築材料以外の石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事について、適切な飛散防止措置が行われない場合には、作業現場周辺の大気中に石綿が飛散するおそれがあることを踏まえ、建材の種類、除去工法及び工事の規模にかかわらず、基本的に全ての工事を大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とするべきである。

○　しかし、（中略）特定建築材料以外の石綿含有建材に係る届出については大防法における全国一律の制度とすることまではしないのが適当である。

○　石綿含有仕上塗材については、塗材の施工方法にかかわらず、石綿含有成形板等と同様に、大防法の規制対象とし、届出までは求めないこととするのが適当である。また、石綿含有仕上塗材に特化した飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。ただし、石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）等については、引き続き「吹付け石綿」として扱い、特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とすることが適当と考えられる。

[1]「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」（令和２年１月中央環境審議会）

＜法案の規定＞

法案においては、作業の実施の届出の対象は、特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下「届出対象特定工事」という。）とされている。（第 18 条の 17 第１項）

＜基本的考え方＞

建材の種類・施工方法、除去工法及び工事の規模にかかわらず、不適切な作業により石綿を飛散させるおそれがあることから、現行の特定建築材料（大防法第２条第 11 項）である「吹付け石綿」及び「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」（大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）第３条の２）以外の石綿含有建材を規制対象に追加する。当該石綿含有建材には、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材が該当する。石綿含有仕上塗材については、答申において、塗材の施工方法にかかわらず、石綿含有成形板等と同様に大防法の対象とすることとされたことを踏まえ、これまで吹付け石綿として扱われてきた吹付け工法のものについても、大防法上、その他の工法のものと同様に扱うこととする。

また、答申を踏まえ、作業の実施の届出の対象は、現行の特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業を伴う特定工事から変更しない。

＜技術的事項＞

以下の建築材料を特定建築材料に追加する。

- 石綿含有仕上塗材※
- 石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材

※　このうち、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当する旨を施行通知等で明確化。以下「石綿含有仕上塗材」は、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト以外のものをいう。

作業の実施の届出については、現行どおり、以下の特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を対象とする。

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

（２）作業計画

＜答申の関連箇所＞

○　（特定建築材料以外の石綿含有建材についての）適正な飛散防止措置は、都道府県等の立入検査等により担保することとし、立入検査等の際に確認できるよ

う、施工者が作業の方法や作業時の石綿の飛散防止措置等を含む作業計画を策定することとすべきである。

<基本的考え方>

新たに規制対象とする石綿含有建材について、適切な飛散防止措置の実施を担保するためには、立入検査等による都道府県等の現場での指導等が一層重要となる。想定される除去作業の件数が現行の特定粉じん排出等作業の約５～20 倍であることも踏まえ、作業計画の内容は、都道府県等が、予定・実施されている作業の方法等が適切か否かを効率的に確認し、今回の改正により、作業基準遵守義務の対象者に追加される下請負人も含め、作業に従事している者を指導できるものとすべきである。

また、作業計画の策定は、現行の特定建築材料に係る作業の現場における指導の強化にも資する。都道府県等は、届出によってこれら建材に係る作業の方法等を把握できることから、元請業者等の過大な負担とならないよう配慮しつつ、全ての特定建築材料について作業計画策定の対象とすべきである。

<技術的事項>

作業基準において、特定工事の元請業者又は自主施工者は、作業計画を策定し、当該作業計画に沿って作業を行う旨を定める。作業計画の内容は、事前に作業の方法等を都道府県等が確認するためのものである届出の内容を参考に、以下のとおりとする。

- **特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法**
- **特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要**
- **下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（下請負人が特定粉じん排出等作業を行う場合）**

（３）作業基準

<答申の関連箇所>

○　石綿含有成形板等の除去については、湿潤化等を行いつつ、建材を原形のまま取り外すことを原則とすべきである。ただし、接着剤で強力に建材が接着している場合等、原形のまま取り外すことが困難な場合については、建材の種類や除去工法等に応じて十分に飛散が防止されるよう、養生、湿潤化等の飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。

○　また、石綿含有成形板等の中でも、石綿含有けい酸カルシウム板第１種については、湿潤化した上で破砕した際の繊維の飛散性が、特定建築材料より低いものの他の石綿含有成形板等より高かったことから、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられる。

○　石綿含有仕上塗材の除去時の石綿の飛散性については、作業現場における実態調査及び実験において、除去工法によっては高い繊維の飛散性を示す例が確認されたが、吹付け工法、ローラー塗り等の施工方法にかかわらず、剥離剤の使用や集じん装置付高圧水洗工法等の除去工法により石綿繊維の飛散が抑制できることが確認できた例もある。

＜法案の規定＞

法案においては、作業基準は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類に加え、特定建築材料の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定めるものとされている。（第 18 条の 14）

＜基本的考え方＞

特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類に応じ、十分に石綿の飛散が防止できる措置を定める。

石綿含有成形板等については、文献調査により破砕等を行う場合の石綿の飛散が確認されている一方、環境省が現場調査や破砕実験により調査したところ、破砕等を行う場合であっても、湿潤化により石綿繊維数濃度を低い水準に抑えられる事例が確認された。このことを踏まえ、石綿含有形成板等については、石綿の飛散の程度が比較的低いことから、建材を原形のまま取り外すことを原則としつつ、困難な場合については、湿潤化の措置を義務付けるべきである。

石綿含有けい酸カルシウム板第１種については、他の石綿含有成形板等に比べて高い繊維の飛散性が見られたものの、養生を行うことにより、養生の外側での飛散を十分抑えられる事例が確認された。このことを踏まえ、石綿含有けい酸カルシウム板第１種を破砕等により除去する場合には、湿潤化に加え、作業場周辺を養生することを義務付けるべきである。

石綿含有仕上塗材については、除去作業の作業場で行った調査の結果、塗材の施工方法にかかわらず、剥離剤の塗布や集じん装置（局所集じん）の使用により、石綿の飛散を十分に抑制できる事例が確認された。このような事例を参考にしつつ、更に石綿の飛散状況を検証し、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置について検討を深めていく必要がある。

＜技術的事項＞

以下のとおり、石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等のそれぞれについて、作業時の石綿の飛散防止措置を作業基準に追加する。なお、石綿含有仕上塗材については、基本的考え方に示されている事例に基づく措置の案としており、次の整理とすることも含め、石綿の飛散状況を更に検証した上で必要な対策を次回も議論する。

・石綿含有仕上塗材を施工するために使用された下地調整材についても、石綿

含有仕上塗材と一体として規制を適用すること。

・石綿含有仕上塗材を、これが施工されている母材から除去せずに、母材と一体として除去する場合は、石綿含有成形板等と同様に扱うこと。

【解体作業】

① 石綿含有仕上塗材

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 次のいずれかの方法により、又は複数の方法を組み合わせて、特定建築材料を除去すること。

ⅰ．剥離剤を使用した上で削り取る方法

ⅱ．局所集じん装置を併用し、粉じんを回収しながら削り取る方法

ロ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の石綿を処理すること。

② 石綿含有成形板等

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を掻き落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法により除去すること。

ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難な場合は、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第１種にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難な場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ⅰ．当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

ⅱ．当該特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の石綿を処理すること。

【改造・補修作業】

特定建築材料を除去する場合は①②とも、解体時と同様の措置とし、それ以外の場合は次に掲げる事項を遵守するか、これらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料（ロに規定するものを除く。）を薬液等により湿潤化すること。

ロ 石綿含有けい酸カルシウム板第１種にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

ⅰ．当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
ⅱ．当該特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
ハ　当該特定建築材料の除去後、作業場内の石綿を処理すること。

また、（２）の作業計画の策定のほか、現行の特定建築材料と同様に掲示板の設置を行うこととする。掲示事項については、以下の下線部のとおり現行の事項（現行の施行規則第 16 条の４第１項第１号）を改め、特定建築材料全体として以下のとおり整理する。

- 届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
- 事前調査結果の報告年月日及び報告先
- 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 特定粉じん排出等作業の実施期間
- 特定粉じん排出等作業の方法
- 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

２．事前調査の信頼性の確保

（１）事前調査の対象範囲

＜答申の関連箇所＞

○　事前調査の義務付けの内容・範囲を明確化し、適切な事前調査が行われていない場合の行政の指導を強化する必要がある。

＜基本的考え方＞

大防法においては、平成 17 年の政令改正によって、特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事に係る規制対象とする規模要件を撤廃しており、作業の際に適切な飛散防止対策を講じるための前提である、建築物等の解体等工事前の事前調査についても、法令上例外の規定は設けられていない。

解体等工事の対象には、石綿含有建材が使用されていないことが明らかであるものしか扱わないもの（金属や木材のみで作られているものの改造・補修など）もあるが、そのようなものについても、これまで事前調査の対象から除外されるとの解釈は示されていない。

他方で、答申においては、一定の知見を有する者の活用、調査結果の記録の保存等、事前調査に係る規制の強化が必要とされており、これらの義務付けの対象範囲を明確にする必要がある。

また、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の対象範囲についても、対策の充実に伴い整理することとされ、厚生労働省の検討会

[2]において議論されているところである。答申においては、建築物等の解体等工事の各プロセスに対する規制に関し、石綿則との連携を強化し、一体として解体等工事の現場での法令遵守を求めていくべきとされているところ、両法令の対象範囲は整合性の取れたものとする必要がある。

＜技術的事項＞

厚生労働省の検討会においては、石綿飛散防止（建材等の加工・除去・取り外し時の飛散、除去・取り外し後の運搬等時の飛散を含む）の観点から、事前調査を要しないと考えられる建築物の解体・改修作業について以下の①～③の考え方で整理する方向で検討が進められている[3]ところ、大防法については、同法が定める「建築物の解体等工事」の解釈を施行通知等で示すことにより、同様に整理する。

工作物については、厚生労働省の検討会の下で、建築物同様に、石綿飛散防止の観点から、事前調査を要しないと考えられる作業として、以下の①～③の考え方により整理している。また、その用途、仕様及び過去の調査結果から、石綿が含まれていないことが明らかな工作物については、当該工作物の解体・改修作業は、事前調査を要しない作業と整理する方向で議論が進められているところ、その状況を踏まえつつ、次回検討する。

【厚生労働省の検討会において示された考え方】

①切断等・除去・取り外しの対象物が、石綿が含まれていないことが明らかであるもの（木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、畳、電球など）であって、それらの切断等・除去・取り外し時に建築物を損傷させるおそれのない作業

例）手作業で容易に取り外すことが可能なもの、ボルト・ナットで固定しているような固定具を取り外すことで対象物の除去が可能な作業など

②建築物に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない小規模な作業

例）画鋲を壁に刺す、通常の釘を打って固定する（刺さっている釘を抜く）など

③現存する建材・材料等の除去は行わず、新たな建材・材料を追加するのみの作業

例）既存塗装の上に新たに塗装を塗る、壁紙を既存の壁や壁紙の上に貼る、カーペットを既存の床の上に敷くなど

---

2 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会

3 第６回建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会

（２）事前調査の方法

＜答申の関連箇所＞

○　事前調査の方法については、①書面調査及び現地調査を行うこと、②①の調査では石綿含有の有無が判断できない場合は分析による調査を行うこと又は石綿含有とみなすこととする等を法令上に位置付けるべきである。その際、建築物等の構造上、解体等工事着手前には確認ができない箇所があった場合は、着手後に当該箇所の確認が可能となった段階で事前調査の実施が必要である点に留意する必要がある。

○　また、これに伴い、石綿の新たな使用が禁止された平成 18 年 9 月 1 日以降に着工した建築物等についても、事前調査の対象とし、着工年月日については書面等により調査すべきである。その上で、調査対象の解体等工事が、平成 18 年９月１日以降に設置工事に着手した建築物等の解体・改造・補修工事又は平成 18 年９月１日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事に該当することを確認できれば現地調査等その後の調査は不要とすることが適当である。

＜法案の規定＞

法案においては、建築物等の解体等工事について、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うこととされている。また、現行法における、解体等工事が特定工事に該当しないことが明らかのものとして環境省令で定めるものについては、事前調査の対象外とする旨の規定は、削除されている。（第 18 条の 15 第１項柱書及び第４項）

＜基本的考え方＞

事前調査の方法は、現行法令上は規定されておらず、マニュアルにおいて示されているところ、これを明確化しつつ、法令上に位置付ける。

答申においては、現行法において、特定工事に該当しないことが明らかであることから事前調査の対象外とされていることを踏まえ、平成 18 年９月１日以降に設置工事に着手した建築物等又は平成 18 年９月１日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事に該当することが書面で確認された場合には、現地調査等その後の調査は不要とすることが適当とされている。後者について、これまでは、規制対象が吹付け石綿及び石綿含有断熱材等であるため、改造・補修後に当該改造・補修した部分に残っていることは想定されず、平成 18 年９月１日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事は特定工事に該当しないことが明らかと整理されていたものである。しかしながら、今回規制対象に追加する石綿含有建材については、例えば窓や照明器具の設置等、建材の部分加工が行われた場合には、改造・補修部分に石綿含有建材が残されている場合も考えられる。このことから、書面調査のみで改造・補修前に使用されていた建築材料が残っていないことが確実に

判断できた場合にのみ現地調査等は不要とすることが考えられるが、書面のみで確実に判断できる場合は非常に限定的であると想定される。これを踏まえ、平成 18 年９月１日以降に改造･補修工事に着手した部分の改造･補修工事を行うときには、書面調査のみでなく現地調査等も行うこととすべきである。

さらに、建築物等の構造上、解体等工事着手前には確認ができない箇所についても、着手後の調査は、着手前と同じ方法により行うべきである。

なお、更に具体的な調査方法については、マニュアル等において示すこととする。

＜技術的事項＞

事前調査の方法は以下のとおりとする。

①　設計図書等の書面による調査及び建築材料の有無の目視による現地調査を行うこと。ただし、書面による調査によって、解体等工事が、平成 18 年９月１日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものに該当することが明らかになった場合には、現地調査及び②を要しない。 **②　①の調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかった場合は、解体等工事の対象となる建築物等の部分に使用されている建築材料を分析し、又は解体等工事が特定工事に該当するものとみなすこと。**

（３）一定の知見を有する者の活用

＜答申の関連箇所＞

○　一定の知見を有する者としては、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者の活用を基本とすることが考えられる。

○　十分な人数が育成されるまでの間、建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物の調査に特にこれらの者を活用すべきである。

○　厚生労働省においても、石綿則に基づく事前調査において、石綿に関する一定の知見を有する者の活用の検討が進められている。大防法と安衛法（石綿則）では法目的が異なるものの技術的には共通する部分も多いこと、また、施工者の負担軽減の観点から、厚生労働省における検討状況も踏まえ、具体的な一定の知見を有する者の活用の仕組みを検討していくべきである。

○　工作物については、事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討する必要がある。

<基本的考え方>

平成 30 年に、建築物への石綿含有建材の使用の有無の調査のために必要な知識を含む、総合的な専門知識を有する者を育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号）が整備されたため、事前調査に活用する一定の知見を有する者については、これに基づき登録された講習を修了した者を基本とすべきである。他方で、当該規程の整備以前より、一定の知見を有する者として、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者等に調査を依頼することが望ましい旨、都道府県等に通知されてきたことを踏まえ、今般の義務付けの施行の前に当該協会に登録された者は、一定の知見を有する者に該当することとするのが適当である。

また、一戸建て住宅の場合は吹付け石綿等の石綿の飛散性が高い建材の使用はまれであると考えられることに鑑み、一戸建て住宅における石綿含有建材の調査に重点を置いた講習を修了した者による調査を可能とするのが適当である。なお、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程における一戸建て住宅に係る講習の具体的制度については、今後、厚生労働省及び国土交通省とともに検討していく。

適切な事前調査を徹底する観点からは、全ての建築物の解体等工事について一定の知見を有する者を活用することが望ましいが、解体等工事の対象によって、石綿飛散の可能性等に鑑み、活用の対象は合理的な範囲とすべきである。特に、活用を義務付ける自主施工者（工事を請負契約によらず自ら行う者）の概念には、一般個人も含まれる。日曜大工[4]など、一般個人が自ら行う改造・補修工事については、その規模や義務付けによる負担に鑑み、自ら調査することとするのが適当である。なお、書面調査及び現地調査によって特定工事への該当性が判断できなかった場合には、建築材料の分析を行うこと又は特定工事とみなすこととするところ、一般個人の場合には、該当性の判断が難しく、特定工事とみなす場合が多くなると想定される。みなさない場合には、一定の知見を有する者を活用することが望ましい旨、周知すべきである。

また、大防法及び石綿則における一定の知見を有する者の活用に係る制度は、法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点から、整合性の取れたものとする必要がある。厚生労働省における検討会では、「事前調査を行う者の要件」として、「一定の講習（現行の建築物石綿含有建材調査者講習を想定）を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者（制度改正前に日本アスベスト調査診断協会に登録された者を想定）」が示されており、引き続き検討が行われているところ、その状況を踏まえつつ、必要に応じて更に検討を行う。

<技術的事項>

事前調査の方法として、一定の知見を有する者を活用することとし、一定の知見を有する者及び一定の知見を有する者の活用の範囲については、以下のとおりとす

---

[4] 床、壁、天井等に穴を開けて家具等を固定する工事等を想定。

る。

【一定の知見を有する者】
- 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める講習を修了した者又は制度施行前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

【一定の知見を有する者を活用する建築物の解体等工事の範囲】
次に掲げる場合は、活用を要しないものとする。
- 書面による調査によって、解体等工事が、平成 18 年９月１日以後に設置の工事に着手した建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物以外の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものに該当することが明らかになった場合
- 日曜大工など、一般個人が行う建築物の改造・補修工事の場合

（４）元請業者から発注者への説明事項
＜法案の規定＞
法案においては、発注者への説明事項は以下のとおりとされている。（第 18 条の 15 第 1 項各号）
・事前調査の結果
・届出対象特定工事以外の特定工事の場合
  - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
  - 特定粉じん排出等作業の種類
  - 特定粉じん排出等作業の実施の期間
  - 特定粉じん排出等作業の方法
・届出対象特定工事の場合
  - 上記の届出対象特定工事以外の特定工事の場合の説明事項
  - 作業方法として、第 18 条の 19 に規定する各措置をそれぞれに定める方法で行わないときは、その理由（５．（１）参照。）
・その他環境省令で定める事項

＜基本的考え方＞
現行法においては、発注者が適切に届出を行えるよう、事前調査の方法・結果及び特定工事に該当する場合は全ての届出事項を解体等工事の元請業者から発注者に対して説明することとされている。今般、元請業者に対し、一定の知見を有する者を活用して事前調査を行うことが義務付けられることを踏まえ、発注者が、当該義務の履行についても把握できるようにする必要がある。
また、届出対象特定工事の場合は、法案に規定されている説明事項に加え、届出

事項とされている、建築物等の概要、特定工事の工程の概要、現場責任者の氏名等も説明することとされている（現行の施行規則第 10 条の４第２項各号)。他方で、届出対象特定工事に該当しない場合、発注者は届出を行う必要はないため、必ずしも届出事項を全て説明する必要はなく、発注者が調査の結果を踏まえて適切な工事費や工期を設定することに資する事項を説明すべきである。

＜技術的事項＞

法案に規定するもの以外の解体等工事の元請業者から発注者への説明事項については、以下のとおり整理する。

- 建築物の解体等工事の場合は、調査をした一定の知見を有する者の氏名及び当該者に該当することを明らかにする事項
- 届出対象特定工事以外の特定工事の場合は、特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 届出対象特定工事の場合は、次に掲げる事項
  - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
  - 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
  - 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

（５）事前調査に関する記録

＜答申の関連箇所＞

○　都道府県等が立入検査等により、適切に事前調査及び発注者への調査結果の説明が行われたか確認し、届出がないままに特定工事が実施された場合に発注者と受注者[5]のいずれに要因があるのか事実関係を明確化できるよう、受注者に対し、事前調査の結果及び発注者への説明に係る記録を一定の期間保存することを義務付ける必要がある。

○　また、自主施工者についても、届出が適切に行われているか確認する観点から、同様に事前調査の結果に係る記録を一定の期間保存させることが考えられる。

＜法案の規定＞

法案においては、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、保存しなければならないこととされている。元請業者については、当該記録とともに、発注者への事前調査結果等の説明の書面も保存することとされている。（第 18 条の 15 第３項及び第４項）

[5] 答申においては、元請業者を指して「受注者」の用語を用いている。

＜基本的考え方＞

都道府県等が、事後的に事前調査が適切に行われたか判断できるよう、記録の内容は、（２）（３）の方法で調査が行われたか、また、どのような情報をもとに特定工事への該当性が判断されたのかを確認可能なものとする必要がある。

また、記録の保存期間は、大防法の他の規制物質に係る記録保存期間等も踏まえ、３年間とするのが適当である。

元請業者であっても自主施工者であっても、必要な記録事項及び記録保存期間は同じであるが、自主施工者のうち一般個人については、前述のとおり、その負担に配慮が必要である。そのため、日曜大工など、一般個人が行う建築物等の改造・補修工事については簡易な方法で対応可能とする旨を施行通知等で明確化すべきである。

＜技術的事項＞

記録事項及び記録保存期間は、以下のとおりとする。

【記録事項】

- 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 解体等工事の場所
- 解体等工事の種類及び名称
- 調査を終了した年月日
- 建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分
- 解体等工事の対象となる建築物等の設置の工事が着手された年月日
- 解体等工事の対象となる建築物等の概要
- 書面調査及び現地調査の方法
- 建築物の解体等工事の場合は、調査をした一定の知見を有する者の氏名及び当該者に該当することを明らかにする事項
- 分析を行った場合は、分析を行った箇所、分析を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 解体等工事の対象となる建築物等の部分の箇所ごとの特定建築材料の使用の有無（特定建築材料が使用されているとみなした場合は、その旨）及びその根拠（分析の結果を含む。）
- その他必要な事項

【保存期間】

- 調査終了から３年間

※　記録の保存は電子でも可能とする。

（６）事前調査に関する記録の写しの解体等工事の現場への備置き

＜答申の関連箇所＞

○　施工者は、調査結果の記録の写しについても、工事期間中、解体等工事の現場に備え付けることとすべきである。

＜法案の規定＞

法案においては、解体等工事の元請業者又は自主施行者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置かなければならないこととされている。（第 18 条の 15 第５項）

＜基本的考え方＞

都道府県等が解体等工事の現場への立入検査の際に、また、解体等工事に携わる事業者が工事施工の際に、それぞれの解体等工事の現場の状況に応じ、事前調査結果の記録の写しを確認できる状態にしておくのが適当であり、具体的な備置きの方法等は指定しない。

（７）事前調査結果の掲示

＜答申の関連箇所＞

○　掲示は工事期間を通して行わなければならないことや、公衆に分かりやすく見やすいような掲示の内容等を明確にすることが必要である。

＜法案の規定＞

法案においては、現行法の規定と同様に、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととされている。（第 18 条の 15 第５項）

＜基本的考え方＞

周辺住民に対するリスクコミュニケーションの観点から、掲示が周辺住民にとってより見やすくなるよう徹底するため、掲示板の大きさを明確化することが考えられる。具体的には、最低限Ａ３用紙（297ｍｍ×420ｍｍ）程度の大きさが考えられ、これ以上のどの程度の大きさとするかについては、それぞれの解体等工事の現場によって柔軟に対応することが適当である。

また、掲示事項については、現行どおり（調査を行った元請業者等の氏名等、調査を終了した年月日、調査の方法、特定建築材料の種類）とする。

＜技術的事項＞

現行の掲示の方法に、以下のとおり掲示板の大きさを追加することとする。

掲示は、縦及び横それぞれ二十九センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。

（８）事前調査結果の報告

＜答申の関連箇所＞

○　石綿が飛散するおそれのある建築物等の解体等工事の現場について、都道府県等が幅広く把握できるよう、一定の規模等の要件を満たす解体等工事に係る事前調査の結果の概要について、施工者が都道府県等に報告を行うことを義務付けることが考えられる。この点、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みを検討するのが適当である。

○　報告の対象とする建築物等の解体等工事の要件については、事前調査の対象となる解体等工事件数が多数になることに鑑み、厚生労働省における検討状況等も踏まえつつ検討すべきである。

＜法案の規定＞

法案においては、解体等工事の元請業者又は自主施行者は、事前調査を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならないこととされている。（第 18 条の 15 第 6 項）

＜基本的考え方＞

報告の対象とする建築物等の解体等工事については、都道府県等が、報告により、建築物等の解体等工事の現場及び事前調査の結果を幅広く把握できるような範囲とする必要がある。石綿則においても同趣旨の簡易届出制度の創設が検討されているところ、大防法及び石綿則における報告・簡易届出制度は、法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点から、整合性の取れたものとする必要がある。

厚生労働省の検討会においては、「一戸建て住宅も含めて解体工事の大部分を対象としつつ、同規模の改修工事も対象とする基準」として、「解体工事部分の床面積の合計が 80 ㎡以上の建築物の解体工事」及び「請負金額が 100 万円以上である建築物の改修工事」に該当するものとすることが示されている[6]。また、工作物についても、厚生労働省の検討会の下で、一律に石綿含有建材を使用している可能性の高い建築物と異なり、石綿含有建材を使用している可能性の高い工作物が一部に特定されるといえることから、物の性質や過去の石綿使用実績等を踏まえ、石綿が使用

[6] 「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」中間とりまとめ

されている可能性の高い工作物を対象とすること、また、規模については、床面積で工事規模を特定できないことから、解体・改修工事ともに、建築物の改修工事と同じ請負金額 100 万円以上とすること等、議論が進められているところである。

一定の要件を置いてもなお、膨大な件数が想定される[7]ことから、報告は原則として電子システムを活用して行うものとすべきである。石綿則においても電子システムの活用が検討されているところ、事業者の負担等に鑑み、ワンストップかつ簡易な方法で報告を行うことができるよう、厚生労働省と連携して電子システムの構築を進める必要がある。なお、解体等工事着手後でないと調査できない箇所がある場合、報告は工事着手前に行うこととし、工事着手後に当該箇所を調査した結果についても改めて報告されるのが望ましい。

また、事前調査結果の報告は、不適切な事前調査により特定建築材料の見落としが発生していることを受けて創設するものであり、都道府県等が効率的かつ効果的に立入検査等の対象を選定できるよう、報告事項には、元請業者等が特定工事に該当しないと判断した場合でも特定工事への該当を疑いうる情報を含めるべきである。

＜技術的事項＞

報告の対象とする建築物の解体等工事の範囲については以下のとおりとし、工作物については、厚生労働省の検討の状況を踏まえつつ、次回検討する。

また、報告事項及び報告方法は以下のとおりとする。

【報告の対象とする建築物の解体等工事の範囲】

- 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 ㎡以上であるもの
- 建築物を改造し、若しくは補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）の合計が 100 万円以上であるもの

※　工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。

【報告事項】

- 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 解体等工事の場所
- 解体等工事の種類及び名称並びに工事の期間
- 調査を終了した年月日

[7] 厚生労働省の検討会では、当該基準を設定した場合の件数は 200 万件を超えるとされている。

- 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる建築物の部分
- 解体等工事の対象となる建築物等の設置の工事が着手された年月日
- 解体等工事の対象となる建築物等の概要及び当該建築物等に使用されている建築材料の種類
- 建築物を解体する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる床面積の合計
- 建築物を改造し、若しくは補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計
- 調査の方法及び調査の結果
- 建築物の解体等工事の場合は、調査をした一定の知見を有する者の氏名及び当該者に該当することを明らかにする事項
- 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類
- その他必要な事項

【報告の方法】
- 電子システムを通じて報告する。
- ただし、電子システムを利用することが困難な者にも対応する必要があるため、書面の提出による報告も可能とする。

３．石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

（１）作業終了時の確認

＜答申の関連箇所＞

○　石綿含有建材の除去等作業による石綿の飛散防止を徹底する観点から、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）の確認を作業基準に位置付け、施工者が行うこととすべきである。

○　除去作業を行った部分の石綿含有建材の取り残しの有無については、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。

○　建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物についての確認に特にこれらの者を活用すべきである。

＜基本的考え方＞

特定建築材料の除去作業を行った部分の特定建築材料の取り残しの有無の確認については、作業後に事前調査において把握された特定建築材料が残存していないかを目視で確認することにより判断するものであり、基本的には、事前調査において活用する者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める講習を修了した者

又は制度改正前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者）と同じ範囲の者を活用することが適当と考えられる。ただし、新たに規制対象に追加する石綿含有建材については、床や壁、天井に使用されていることが多く、作業後に建築物等の隠蔽部に残存していること等は基本的には想定されないため、除去作業を行った部分に残存しているかの判断が比較的容易であることから、石綿を取り扱う作業の方法等知識を有する石綿則に基づく石綿作業主任者の活用が適当である。また、吹付け石綿等及び石綿含有断熱材等の囲い込み・封じ込めの作業については、これらの措置を行った箇所からの飛散のおそれがない状態になっているかを確認することとなることから、石綿作業主任者の活用が適当である。

工作物についても、建築物と同様に、特定建築材料の除去作業を行った部分に取り残しがある場合や、囲い込み・封じ込めが適切に行われなかった場合には、石綿飛散のおそれがあることから、作業終了後の確認は必要である。答申において、工作物の事前調査における一定の知見を有する者の活用について、「事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討する必要がある。」とされたことを踏まえ、工作物に係る確認については、当該検討の状況を踏まえつつ、当面、石綿作業主任者を活用して行うこととする。

なお、建築物の場合も工作物の場合も、改造・補修工事において、新たに規制対象に追加する石綿含有建材につき除去作業以外の作業を行う場合は、残存する部分からの石綿の飛散は想定されないため、確認の義務付けは要しないと考えられる。

また、日曜大工など、一般個人が自ら行う改造・補修工事については、その負担等に鑑み、事前調査と同様に自ら確認することとすることが適当である。

さらに、作業後の飛散防止の観点から、作業後の作業場の清掃及び清掃の完了の確認も重要であり、施行通知等により周知徹底すべきである。

計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認については、（３）の作業に関する記録により行う。下請負人が作業に従事していない場合には、自ら記録を作成することを通じて確認することとなるが、下請負人が作業に従事している場合は、元請業者は、下請負人が作成した記録を確認する必要がある。なお、作業を実施している間の作業現場や当該記録の確認については、マニュアル等により方法等を明確化すべきである。

＜技術的事項＞

作業基準において、元請業者又は自主施行者は、特定粉じん排出等作業後に、一定の知見を有する者を活用して取り残しがないこと等の作業の完了を確認する旨を定める。また、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認として、元請業者は、下請負人が作成した（３）の記録を確認し、とりまとめる旨を定める。

確認方法、一定の知見を有する者及びこれらの者を活用する建築物等の範囲について、次のとおりとする。

【確認方法】
- 作業終了時（隔離した作業場の場合は隔離を解く前）に目視により確認する。
  ※　石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等について除去作業以外の作業を行う場合を除く。

【一定の知見を有する者】
- 建築物に係る吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去作業の場合は、事前調査において活用する一定の知見を有する者
- 建築物に係る囲い込み又は封じ込め及び上記以外の特定建築材料の除去作業並びに工作物に係る作業の場合は、石綿作業主任者

【確認の対象とする建築物等の範囲】
- 全ての建築物及び工作物（日曜大工など、一般個人が改造・補修工事を行う建築物等は除く。）

（２）隔離を解く際の確認

＜答申の関連箇所＞

○　隔離した空間において特定建築材料の除去作業を行った場合は、石綿の飛散を防ぐため、隔離を解く前に、集じん・排気装置の十分な稼働、清掃等を行い、作業場内からの石綿等の粉じんの飛散のおそれがないことを確認すべきである。

＜基本的考え方＞

隔離した作業場内では、除去作業に伴い多量の石綿粉じんが発生する場合があり、隔離を解く前に、これらが十分に作業場内の空気中から取り除かれ、隔離を解いた際に一般大気中への飛散のおそれがないことを確認する必要がある。具体的には清掃を行い、空気中の繊維を集じん・排気装置などで取り除いた上で、位相差顕微鏡法による総繊維数濃度の測定、繊維状粒子自動測定機の活用等により確認することが考えられるが、隔離空間の大きさや形状、除去工法などを考慮し、それぞれの作業現場において適切な手法を検討し、効果的に実施できる方法を選択するのが適当であり、具体的な確認の方法は施行通知等で明確化すべきである。

＜技術的事項＞

作業基準において、隔離措置を伴う作業について、隔離を解く前に以下の確認を行う旨を定める。

大気中への特定粉じんの排出又は飛散のおそれがないことを確認すること。

※　清掃や空気中の繊維の除去については、現行の作業基準において、「作業場内の特定粉じんを処理」と規定されている。

（３）特定粉じん排出等作業に関する記録

＜答申の関連箇所＞

○　記録については、実際に除去等作業を行う者が法令に定める石綿含有建材の除去等作業及び石綿飛散防止措置に係る事項について作成することとし、受注者は、作業後のみならず、作業中にも除去等作業が計画どおりに行われていることを適宜確認するべきである。

○　都道府県等が、立入検査等の際に、石綿含有建材の除去等作業が適切に終了したことを確認し、必要な場合に指導等を行えるよう、施工者に対しては、当該記録を工事終了後も一定期間保存することを義務付けることが考えられる。

○　記録の内容としては、①石綿含有建材の除去等作業が適切な飛散防止措置の下に行われたこと（計画に沿って実際に実施した飛散防止措置、当初の計画から変更があった場合の変更内容等の記録を含む。）、②石綿含有建材の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）、③特定粉じんの処理が適切になされたこと、④隔離・養生を解く際の措置が適切になされたことに関する情報が必要である。

＜法案の規定＞

法案においては、特定工事の元請業者又は自主施行者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、保存しなければならないこととされている。元請業者については、当該記録とともに、（４）の発注者への作業結果の報告の書面も保存することとされている。（第 18 条の 23）

＜基本的考え方＞

記録の内容は、都道府県等が適切な作業が行われたか確認するために、作業の実施状況が把握できるものとする必要がある。

また、元請業者又は自主施工者による記録の保存期間は、大防法の他の規制物質に係る記録保存期間等も踏まえ、３年間とするのが適当である。下請負人が作業に従事している場合は、工事の施工の分担に応じて記録を作成し、元請業者が当該記録をとりまとめて記録を作成し、保存することとする。そのため、下請負人については、作業の期間中、記録を保存することとする。

なお、自主施工者のうち一般個人については、事前調査の結果の記録と同様に、記録の作成・保存に係る負担に配慮が必要であり、日曜大工など、一般個人が行う建築物等の改造・補修工事については簡易な方法で対応可能とする旨を施行通知等で明確化すべきである。

＜技術的事項＞

記録事項及び記録保存期間は、以下のとおりとする。

また、作業基準において、下請負人も含め、工事の施工の分担に応じて作業に関する記録を作成し、作業終了までの間保存する旨を定める。

【記録事項】

- 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 特定工事の場所
- 特定粉じん排出等作業の種類
- 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- 作業計画に基づき行った作業（特定粉じん排出等作業の実施の期間中に当該作業計画に変更が生じた場合は、その内容を含む。）
- 特定粉じん排出等作業の場所を他の場所から隔離した場合は、次に掲げる確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容
  - ①　特定粉じん排出等作業開始前及び作業中の負圧の状況の確認
  - ②　特定粉じん排出等作業開始前及び作業中の集じん・排気装置の正常な稼働の確認
  - ③　隔離を解く前の確認
- 特定粉じん排出等作業の完了を確認した年月日、確認の結果及び確認をした一定の知見を有する者の氏名並びに当該者に該当することを明らかにする事項

【保存期間】

- 特定粉じん排出等作業の完了から３年間

※　記録の保存は電子でも可能とする。

（４）元請業者から発注者への作業の結果の報告

＜答申の関連箇所＞

○　発注者が石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことを把握できるよう、受注者に対し、作業終了後、作業の結果について発注者に報告することを義務付けるべきである。また、受注者に対しては、報告した旨の記録も（中略）一定期間保存することを義務付けることが考えられる。

＜法案の規定＞

法案においては、特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出

等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告しなければならないこととされている。(第 18 条の 23 第 1 項)

＜基本的考え方＞

報告の内容は、発注者が、自らが届け出た作業方法に沿って適切に作業が行われたか等、作業の実施状況を把握できるものとすべき。

また、報告書面の保存期間は、大防法の他の規制物質に係る記録保存期間等も踏まえ、３年間とするのが適当である。

＜技術的事項＞

発注者への報告事項及び報告書面の保存期間は、次のとおりとする。

【報告事項】
- 特定粉じん排出等作業の概要
- 特定粉じん排出等作業の完了を確認した年月日、確認の結果及び一定の知見を有する者の氏名並びに当該者に該当することを明らかにする事項
- 特定粉じん排出等作業が完了した年月日

【保存期間】
- 特定粉じん排出等作業の完了から３年間

※　記録の保存は電子でも可能とする。

４．特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

＜答申の関連箇所＞

○　都道府県等においては、条例により特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定を施工者に義務付けている場合があるほか、立入検査時に都道府県等が測定を行う場合もあるところ、都道府県等による測定では、集じん・排気装置の不適切な管理、作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動等、作業基準の遵守の不徹底による石綿の飛散が明らかになった事例が散見される。

○　そのため、集じん・排気装置の排気口における粉じんを迅速に測定できる機器を用いた、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすことにより、隔離場所からの石綿の漏えい防止の強化を図るべきである。

＜基本的考え方＞

平成 26 年度から 29 年度までに都道府県等の立入検査時の測定において、比較的高い石綿繊維数濃度が測定された 10 事例の原因を確認したところ、集じん・排気

装置の不適切な管理や作業場の出入りの際の不適切な負圧管理が明らかになった。これらの事例を踏まえ、作業基準で求められている集じん・排気装置の使用及ぶ負圧の維持を徹底するために、石綿の飛散のおそれが大きい場合等にも集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び負圧の状況の確認を行うこととする。

具体的には、隔離した作業場での集じん・排気装置を使用した除去作業においては、一般的に、集じん・排気装置のフィルタを一日に数回、一定時間毎に交換するところ、交換時のフィルタの取付けが適切に行われていない場合は、集じん・排気装置の能力低下につながり、正常な稼働が確保できないと考えられるため、確認が必要である。さらに、作業の工程上、集じん・排気装置を移動する場合も考えられ、移動後も集じん・排気装置の正常な稼働を確認することが必要である。また、作業場及び前室の負圧は常に確保されている必要があり、予期せぬ不備が発生していないか、定期的に負圧の状況を確認すべきである。具体的には、現行の作業基準において確認が義務付けられている当日の作業開始前のほか、各作業現場の状況や季節に応じて定期的に行われる数時間毎の休憩時、当日の作業終了時等の作業の中断時に行うべきである。

＜技術的事項＞

集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び負圧の状況の確認については、現行の作業基準において、次の規定が定められている。

（現行の規定）

・　隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認すること
・　特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認すること
・　初めて除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること

そのため、以下のとおり確認を行う旨の規定を追加する。

- **集じん・排気装置の正常な稼働：集じん・排気装置を作業場内において移動させた場合、当該集じん・排気装置に使用されているフィルタを交換した場合その他の場合に行うこと**
- **負圧の状況：特定建築材料の除去を行う日において当該除去を中断した時に行うこと**

５．作業基準遵守の強化

（１）直接罰の創設

＜答申の関連箇所＞

○　作業基準違反の内容を踏まえ、作業基準適合命令等のより積極的な活用によって違反の未然防止に取り組むとともに、短期間で終了する作業についても作業基準の遵守を担保する観点から、石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設も検討するべきである。

＜法案概要＞

法案においては、第 18 条の 19 において、次のとおり規定されており、これに違反した者に対し、３月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金（第 34 条第３号）が規定されている。

また、ただし書に該当し、直接罰の対象外となるか否かについては都道府県等が判断することとしており、各号に規定する措置を各号に定める方法により行わない場合には発注者等がその理由を届出に記載し、当該届出を受け、都道府県等がただし書に該当しないと認めるときは、各号に規定する措置を各号に定める方法により行うことを命ずるものとしている。（第 18 条の 18 第１項）

（特定建築材料の除去等の方法）

第十八条の十九　届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置（第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。）を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

一　当該特定建築材料の建築物等からの除去　次に掲げる方法

イ　当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法

ロ　当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法

ハ　ロに準ずるものとして環境省令で定める方法

二　当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理　当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

＜基本的考え方＞

法案第 18 条の 19 の規定は、短期間の作業の場合には、作業基準適合命令等では作業基準違反に未然防止の効果が限定的であると考えられることから、直接×により飛散防止を徹底するために新たに規定するものであり、上記の各号の措置及び方法の詳細は、現行の作業基準と同様に規定する。

＜技術的事項＞

直接罰の対象となる措置及び方法の詳細については、以下のとおりとする。

【集じん・排気装置】（第１号ロ）

- **日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けたもの**

【隔離等に準ずる方法】（第１号ハ）

- **法第 18 条の 19 第１号ロと同等以上の効果を有する措置を講ずること。**

【被覆・固着】（第２号）

- **特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めること。**

（２）特定工事に係る請負契約締結時の下請負人への説明

＜答申の関連箇所＞

○　特定工事において適切な石綿飛散防止の措置が講じられるよう、受注者は下請事業者に対し、また、下請事業者は他の下請事業者に対し、工事を請け負わせる際に石綿含有建材の使用箇所を含めた調査結果を説明することを義務付け、特定粉じん排出等作業に携わる事業者間での情報共有を促進するべきである。

＜法案の規定＞

法案においては、特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならないこととされている。（第 18 条の 16 第３項）

＜基本的考え方＞

事前調査は元請業者が実施するため、通常、工事の一部のみを請け負う下請負人自らが当該工事が特定工事に該当するかを判断することは困難である。そのため、下請負人が、対象建築物等のどの部分にどのような石綿含有建材が使用されているかを認識した上で、適切な作業を行うことができるよう、元請業者から必要な情報が説明される必要がある。

＜技術的事項＞

法案に規定されている作業方法以外の下請負人への説明事項は、以下のとおりとする。

- 特定粉じん排出等作業の種類
- 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

６．報告徴収及び立入検査

＜答申の関連箇所＞

○　事前調査の結果や特定粉じん排出等作業に係る記録保存の義務付けに伴い、労働基準監督機関とも連携し、記録が保存される、解体等工事の施工者の事業場にも立ち入ることができるよう、大防法における立入検査の対象を拡大すべきである。

＜法案の規定＞

法案においては、解体等工事の発注者、元請業者若しくは自主施工者に加えて下請負人に対して報告徴収を行い、又は解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に加えて解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立入検査を行うことができることとされている。（第 26 条第１項）

＜技術的事項＞

今般の改正により各主体に義務付けられる事項を踏まえ、報告徴収及び立入検査の詳細（現行施行令第 12 条第５項から第９項まで）については、以下の下線部を追加する。

【解体等工事の発注者関係】

- 解体等工事の発注者に対し、届出事項、事前調査又は特定粉じん排出等作業の結果について報告を求めることができる。

【解体等工事の元請業者又は自主施工者関係】

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者に対し、事前調査又は届出事項（自主施工者のみ）について報告を求めることができる。
- 解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場又は解体等工事の元請業者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、解体等工事に係る建築物

等、解体等工事による生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させることができる。

【特定工事の元請業者又は下請負人関係】

- 特定工事の元請業者又は下請負人に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに届出事項として環境省令で定める事項について報告を求めることができる。
  ※下請負人に対しては、各下請負人の施工の分担関係に応じて報告を求める。
- 特定工事に係る建築物等、特定工事の現場又は特定工事の元請業者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、特定粉じん排出等作業の使用される器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類を検査させることができる。